

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

事業実施想定区域及びその周囲における令和5年の人口及び世帯数の状況は第3.2-1表、令和元～5年の人口の推移は第3.2-2表のとおりである。

川崎市の人口は増加傾向であり、川崎区の人口はほぼ横ばいで推移している。

第3.2-1表 人口及び世帯数の状況（令和5年）

地 域	世帯数	人口（人）		
		総 数	男	女
川崎市	772,375	1,545,604	777,714	767,890
川崎区	126,180	231,030	124,327	106,703
幸 区	82,227	172,021	86,983	85,038
横浜市	1,799,480	3,771,766	1,859,345	1,912,421
鶴見区	148,526	295,863	152,703	143,160

注：令和5年10月1日時点の値である。

〔「川崎市の世帯数・人口」（川崎市 HP、令和6年10月閲覧）
「人口・世帯」（横浜市 HP、令和6年10月閲覧）より作成〕

第3.2-2表 人口の推移（令和元年～令和5年）

（単位：人）

地 域	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
川崎市	1,530,457	1,538,262	1,540,340	1,540,890	1,545,604
川崎区	233,116	232,965	231,344	230,302	231,030
幸 区	170,159	171,119	170,804	171,562	172,021
横浜市	3,748,781	3,777,491	3,775,352	3,771,961	3,771,766
鶴見区	292,709	297,437	296,140	295,366	295,863

注：各年10月1日現在の値である。

〔「川崎市の世帯数・人口」（川崎市 HP、令和6年10月閲覧）
「人口・世帯」（横浜市 HP、令和6年10月閲覧）より作成〕

2. 産業の状況

(1) 産業構造及び産業配置

事業実施想定区域及びその周囲における令和2年の産業別就業者数は、第3.2-3表のとおりである。

川崎市では第3次産業が77,280人と最も多く、次に第2次産業が24,143人、第1次産業が82人となっている。

第3.2-3表 産業別就業者数（令和2年）

（単位：人）

地 域	総 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
川崎市	717,354	2,625	126,522	563,476	24,731
川崎区	106,850	82	24,143	77,280	5,345
幸 区	83,203	119	16,694	63,431	2,959
横浜市	1,688,272	7,482	301,600	1,325,603	53,587
鶴見区	137,273	258	30,262	101,542	5,211

注：令和2年10月1日時点の値である。

〔「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計」（総務省統計局HP、令和6年10月閲覧）より作成〕

(2) 生産量及び生産額等

事業実施想定区域及びその周囲における令和2年度及び令和3年度の経済活動別総生産額は、第3.2-4表のとおりである。

川崎市では、総生産額に対する比率は製造業、不動産業、卸売・小売業の順に高くなっている。

第 3.2-4 表 経済活動別総生産額（名目）

（単位：百万円）

区 分		川崎市	横浜市
1	農林水産業	2,174	5,548
	(1) 農 業	2,142	4,393
	(2) 林 業	32	11
	(3) 水産業	—	1,144
2	鉱 業	722	—
3	製造業	1,384,916	1,415,139
	(1) 食料品	89,557	193,248
	(2) 繊維製品	2,653	1,685
	(3) パルプ・紙・紙加工品	4,739	17,898
	(4) 化学	340,876	79,157
	(5) 石油・石炭製品	385,938	219,044
	(6) 窯業・土石製品	11,012	38,909
	(7) 一次金属	114,006	35,182
	(8) 金属製品	35,634	77,275
	(9) はん用・生産用・業務用機械	96,975	273,106
	(10) 電子部品・デバイス	38,123	93,685
	(11) 電気機械	42,009	56,919
	(12) 情報・通信機器	115,256	84,606
	(13) 輸送用機械	71,041	141,154
	(14) 印刷業	16,312	23,805
	(15) その他の製造業	20,785	79,466
4	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	272,903	510,450
	(1) 電気業	166,113	260,298
	(2) ガス・水道・廃棄物処理業	106,790	250,152
5	建設業	339,751	821,159
6	卸売・小売業	555,225	1,911,852
	(1) 卸売業	301,480	820,636
	(2) 小売業	253,745	1,091,216
7	運輸・郵便業	259,448	726,274
8	宿泊・飲食サービス業	88,145	233,158
9	情報通信業	546,193	1,017,062
	(1) 通信・放送業	91,475	302,559
	(2) 情報サービス・映像音声文字情報制作業	454,718	714,503
10	金融・保険業	135,886	579,730
11	不動産業	1,053,386	2,499,969
	(1) 住宅賃貸業	945,412	2,128,755
	(2) その他の不動産業	107,974	371,214
12	専門・科学技術・業務支援サービス業	524,975	1,730,200
13	公 務	173,200	631,726
14	教 育	193,289	494,229
15	保健衛生・社会事業	510,839	1,271,523
16	その他のサービス	219,368	638,186
17	小 計	6,260,420	14,486,205
18	輸入品に課される税・関税	110,887	320,332
19	（控除）総資本形成に係る消費税	69,727	161,267
20	総生産	6,301,580	14,645,270

注：1. 川崎市は令和 2 年度、横浜市は令和 3 年度の値である。

2. 「—」は、該当数値のないものを示す。

〔「川崎市統計書 令和 5（2023）年版」（川崎市、令和 6 年）
「横浜市統計書」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

① 農 業

事業実施想定区域及びその周囲における令和４年度の主要な農作物収穫量は第 3.2-5 表、令和３年度の農業産出額は第 3.2-6 表のとおりである。

川崎市において、水稻の収穫量が 67t、野菜の産出額が 134 千万円と最も多くなっている。

第 3.2-5 表 主要な農作物収穫量（令和４年産）

（単位：t）

地 域	水 稻	小 麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大 豆	そ ば	なたね
神奈川県	14,400	91	—	—	x	56	13	x
川崎市	67	x	—	—	—	1	—	x
横浜市	593	7	—	—	x	3	x	—

注：「—」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「令和４～５年（2022～2023 年）関東農林水産統計年報」（関東農政局 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

第 3.2-6 表 農業産出額（令和３年）

（単位：千万円）

地 域	農 業 産 出 額	耕 種										畜 産					加 工 農 産 物
		米	麦 類	雑 穀	豆 類	いも 類	野 菜	果 実	花 き	工芸農作物	その他作物	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他畜産物	
神奈川県	6,600	300	0	0	20	150	3,320	730	470	10	90	150	380	490	470	10	20
川崎市	376	1	0	—	1	20	134	50	120	0	6	—	2	x	37	x	—
横浜市	1,215	12	0	0	3	51	734	102	143	0	24	17	44	76	4	5	—

注：「0」は単位に満たないもの、「—」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「令和４～５年（2022～2023 年）関東農林水産統計年報」（関東農政局 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

② 林 業

事業実施想定区域及びその周囲における令和 2 年の所有形態別林野面積は、第 3.2-7 表のとおりである。

川崎市における林野面積は 773ha で、すべて民有林である。

第 3.2-7 表 所有形態別林野面積（令和 2 年）

（単位：ha）

地 域	合 計	国 有		民 有					
		林野庁	林野庁以外の官庁	独立行政法人等	都道府県	森林整備法人 (林業・造林公社)	市区町村	財産区	私 有
川崎市	773	—	—	—	—	—	10	—	763
川崎区	—	—	—	—	—	—	—	—	—
幸 区	—	—	—	—	—	—	—	—	—
横浜市	3,662	—	4	—	—	—	70	—	3,588
鶴見区	50	—	—	—	—	—	1	—	49

注：1. 林野面積は、令和 2 年 2 月 1 日時点の値である。

2. 「—」は、事実のないものを示す。

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

③ 水産業

事業実施想定区域及びその周囲における平成 30 年の海面漁業及び内水面漁業の漁業種類別経営体数は、第 3.2-8 表のとおりである。

川崎市において、海面漁業及び内水面漁業の経営体は確認されなかった。横浜市において、海面漁業経営体数は 155 経営体であり、内水面漁業経営体は確認されなかった。

第 3.2-8 表 漁業種類別経営体数（平成 30 年）

（単位：経営体）

地 域	海面漁業			内水面漁業		
	計	漁 業	海面養殖業	計	湖沼漁業	養殖業
神奈川県	1,005	897	108	24	7	17
川崎市	—	—	—	—	—	—
横浜市	155	134	21	—	—	—

注：1. 経営体数は、平成 30 年 11 月 1 日時点の値である。

2. 「—」は、事実のないものを示す。

〔「2018 年漁業センサス」（農林水産省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

a. 海面漁業

神奈川県における令和４年の漁業種類別漁獲量は第 3.2-9 表、令和４年の魚種別漁獲量は第 3.2-10 表のとおりである。

漁獲量の合計は、28,824t であり、かつおが最も多く 9,442t 漁獲されている。

第 3.2-9 表 漁業種類別漁獲量（令和４年）

（単位：t）

区 分				神奈川県
底びき網	遠洋底びき網			—
	以西底びき網			—
	沖合底びき網			x
	小型底びき網			508
船びき網				352
まき網	大中型まき網	1 そうまき	遠洋かつお・まぐろまき網	x
		その他		—
	2 そうまき網		—	
	中・小型まき網			677
刺 網	さけ・ます流し網			—
	かじき等流し網			—
	その他の刺網			320
敷 網	さんま棒受網			—
定置網	大型定置網			7,735
	さけ定置網			—
	小型定置網			1,281
その他の網漁業				50
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄		4,230
		近海まぐろはえ縄		—
		沿岸まぐろはえ縄		—
		その他のはえ縄		398
はえ縄以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお一本釣		x
		近海かつお一本釣		—
		沿岸かつお一本釣		x
	いか釣	沖合いか釣		x
		沿岸いか釣		13
	ひき縄釣			11
	その他の釣			300
その他の漁業				590
漁獲量計				28,824

注：1. 「—」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないものを示す。

2. 調査期間は、1月1日から12月31日までの1年間とした。

〔「令和４年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省 HP、令和６年10月閲覧）より作成〕

第 3.2-10 表(1) 魚種別漁獲量（令和 4 年）

（単位：t）

魚 種			神奈川県
魚 類	まぐろ類	くろまぐろ	405
		みなみまぐろ	—
		びんなが	340
		めばち	1,712
		きはだ	3255
		その他のまぐろ類	—
	かじき類	まかじき	49
		めかじき	283
		くろかじき類	42
		その他のかじき類	13
	かつお類	かつお	9,442
		そうだがつお類	550
	さめ類		866
	さけ・ます類	さけ類	—
		ます類	0
	このしろ		530
	にしん		x
	いわし類	まいわし	3,365
		うるめいわし	221
		かたくちいわし	533
		しらす	351
	あじ類	まあじ	611
		むろあじ類	73
	さば類		1,701
	さんま		x
	ぶり類		885
	ひらめ・かれい類	ひらめ	82
		かれい類	27
	たら類	まだら	x
		すけとうだら	x
	ほっけ		1
	きちじ		x
	はたはた		x
	にぎす類		x
	あなご類		70
	たちうお		344
	たい類	まだい	55
		ちだい	23
		きだい	0
		くろだい	52
		へだい	4
	いさき		104
	さわら類		115
	すずき類		183
	いかなご		—
	あまだい類		3
	ふぐ類		42
	その他の魚類		1,635
	小 計		27,988

第 3.2-10 表(2) 魚種別漁獲量（令和 4 年）

(単位：t)

魚 種		神奈川県
えび類	いせえび	33
	くるまえび	0
	その他のえび類	3
	小 計	37
かに類	ずわいがに	x
	べにずわいがに	—
	がざみ類	x
	その他のかに類	4
	小 計	4
おきあみ類		—
貝 類	あわび類	5
	さざえ	195
	あさり類	—
	ほたてがい	—
	その他の貝類	14
	小 計	214
いか類	するめいか	x
	あかいか	x
	その他のいか類	77
	小 計	197
たこ類		94
なまこ類		85
うに類		0
海産ほ乳類		2
その他の水産動物類		—
海草類	こんぶ類	—
	その他の海藻類	203
	小 計	203
合 計		28,824

- 注：1. 「—」は事実のないもの、「0」は単位に満たないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないものを示す。
2. 魚種ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、「小計」及び「合計」と内訳は一致しない場合がある。
3. 調査期間は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間とした。

〔「令和 4 年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

b. 内水面漁業

神奈川県において多摩川における令和４年の魚種別漁獲量は第 3.2-11 表、令和４年の県内の養殖業の魚種別収獲量は第 3.2-12 表のとおりである。

多摩川における漁獲量は 4t であり、あゆが最も多く 4t 漁獲されている。内水面養殖業の魚種別収獲量の合計は、37t である。

第 3.2-11 表 内水面漁業の魚種別漁獲量（令和４年）

（単位：t）

魚 種		神奈川県（多摩川）
魚 類	さけ類	—
	からふとます	—
	さくらます	—
	その他さけ・ます類	—
	わかさぎ	—
	あ ゆ	4
	しらうお	—
	こ い	—
	ふ な	0
	うぐい・おいかわ	0
	うなぎ	—
	はぜ類	—
	その他の魚類	—
	小 計	4
貝 類	しじみ	—
	その他の貝類	0
	小 計	0
その他の水産動物類	えび類	—
	その他の水産動物類	—
	小 計	—
合 計		4

- 注：1. 「—」は、事実のないものを示す。
2. 魚種ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、「小計」及び「合計」と内訳は一致しない場合がある。
3. 調査期間は、1月1日から12月31日までの1年間とした。

〔「令和４年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省 HP、令和６年10月閲覧）より作成〕

第 3.2-12 表 内水面養殖業の魚種別収獲量（令和４年）

（単位：t）

魚 種			神奈川県
魚 類	ます類	にじます	12
		その他	17
	あ ゆ		8
	こ い		—
	うなぎ		—
合 計			37

- 注：1. 「—」は、事実のないものを示す。
2. 魚種ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、「小計」及び「合計」と内訳は一致しない場合がある。
3. 調査期間は、1月1日から12月31日までの1年間とした。

〔「令和４年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省 HP、令和６年10月閲覧）より作成〕

④ 製造業

事業実施想定区域及びその周囲における令和３年の製造業の状況は、第 3.2-13 表のとおりである。

川崎区の事業所数は 345 事業所、従業者数は 26,443 人、製造品出荷額等は、258,432,246 万円である。

第 3.2-13 表 製造業の状況（令和３年）

地 域	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
川崎市	1,032	47,466	339,987,387
川崎区	345	26,443	258,432,246
幸 区	95	3,384	18,922,108
横浜市	2,286	89,055	351,645,434
鶴見区	324	16,206	58,264,923

注：1. 従業者 4 人以上の事業所を対象としている。
2. 事業所数と従業者数は令和 3 年 6 月 1 日時点の値で、製造品出荷額等は令和 2 年 1 月～12 月までの実績の値である。

〔「令和 3 年経済センサス 活動調査」（総務省統計局 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）より作成〕

⑤ 商 業

事業実施想定区域及びその周囲における令和３年の商業の状況は、第 3.2-14 表のとおりである。

川崎区の事業所数は 1,596 事業所、従業者数は 19,888 人、年間商品販売額は 946,775 百万円である。

第 3.2-14 表 商業の状況（令和３年）

地 域	事業所数			従業者数（人）			年間商品販売額（百万円）		
	合 計	卸売業	小売業	合 計	卸売業	小売業	合 計	卸売業	小売業
川崎市	6,353	1,391	4,962	82,987	21,760	61,227	3,194,674	2,037,504	1,157,170
川崎区	1,596	415	1,181	19,888	6,332	13,556	946,775	688,201	258,574
幸 区	772	174	598	12,873	5,401	7,472	647,833	485,804	162,029
横浜市	19,245	4,905	14,340	237,013	68,348	168,665	10,721,961	6,875,814	3,846,147
鶴見区	1,306	345	961	13,425	3,490	9,935	583,474	371,554	211,920

注：事業所数と従業者数は令和 3 年 6 月 1 日時点の値で、年間商品販売額は令和 2 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの 1 年間の値である。

〔「令和 3 年経済センサス 活動調査」（総務省統計局 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

事業実施想定区域及びその周囲における令和5年の地目別土地利用の状況は、第3.2-15表のとおりであり、川崎市では宅地の占める割合が高い。

事業実施想定区域及びその周囲における土地利用の状況は第3.2-1図のとおりであり、事業実施想定区域は主に供給処理施設用地及び重化学工業用地である。

また、事業実施想定区域及びその周囲の「都市計画法」（昭和43年法律第100号、最終改正：令和6年5月29日）に基づく用途地域の指定状況は第3.2-2図のとおりであり、事業実施想定区域は工業専用地域に位置している。

第3.2-15表 地目別土地利用の状況（令和5年）

（単位：ha）

地 域	計	田	畑	宅 地	池 沼	山 林	原 野	雑種地
川崎市	8,961.05	17.38	493.93	7,483.60	—	261.62	4.57	699.96
横浜市	27,253.06	193.66	2,565.63	20,497.58	1.55	1,747.82	5.97	2,240.85

- 注：1. 各地目面積は、令和5年1月1日時点の値である。
 2. 値は、免税点未満を含む。
 3. 「—」は、該当数字のないものを示す。
 4. 四捨五入の関係で総数と内訳の合計は一致しない場合がある。

〔「県勢要覧2023（令和5年度版）」（神奈川県、令和6年）より作成〕



第 3.2-1 図(1) 土地利用の状況

【川崎市】土地利用図凡例

土地利用分類		表示
自然的土地利用	農地	田
		畑
		耕作放棄地
	山林	平坦地山林
		傾斜地山林
	河川、水面、水路	
	荒地、海浜、河川敷	
	住宅用地	
	集合住宅用地	
	店舗併用住宅用地	
都市的土地利用	作業所併用住宅用地	
	併用集合住宅用地	
	業務施設用地	
	商業用地	
	宿泊娯楽施設用地	
	重化学工業用地	
	軽工業用地	
	運輸施設用地	
	公共用地	
	供給処理施設用地	
	文教・厚生用地	
	公共空地	
	民間空地	
	その他の空地	
	防衛用地	
	道路用地	
	鉄道用地	
	農産用地	
	小ゾーン	

【横浜市】土地利用図凡例

土地利用分類		表示
自然的土地利用	農地	田 (水田)
		畑 (畑、果樹園、農業施設用地)
		耕作放棄地
	山林	平坦地山林 (傾斜度 1 5 度未満の山林)
		傾斜地山林 (傾斜度 1 5 度以上の山林)
都市的土地利用	河川、水面、水路	
	荒地、海浜、河川敷	
	住宅用地	
	集合住宅用地	
	店舗併用住宅用地	
	作業所併用住宅用地	
	併用集合住宅用地	
	業務施設用地	
	商業用地	
	宿泊娯楽施設用地	
	重化学工業用地	
	軽工業用地	
	運輸施設用地	
	公共用地	
	供給処理施設用地	
	文教・厚生用地 (学校、病院、図書館、公民館、寺院)	
	公共空地 (都市公園、広場、緑地、運動場等)	
	民間空地 (ゴルフ場、企業・大学等のグラウンド、民地の広場等)	
	その他の空地 (未建築宅地、用途変更中の土地、農外利用地)	
	防衛施設 (自衛隊、米軍提供施設)	
	道路用地 (駅前広場、道路 (私道、農道、林道を含む))	
	鉄道用地	
	農産用地	
	小ゾーン	

【東京都】土地利用図凡例

土地利用分類		表示
自然的土地利用	農地	田 (水田)
		畑 (畑、果樹園、農業施設用地)
		耕作放棄地
	山林	平坦地山林 (傾斜度 1 5 度未満の山林)
		傾斜地山林 (傾斜度 1 5 度以上の山林)
都市的土地利用	河川、水面、水路	
	荒地、海浜、河川敷	
	住宅用地	
	集合住宅用地	
	店舗併用住宅用地	
	作業所併用住宅用地	
	併用集合住宅用地	
	業務施設用地	
	商業用地	
	宿泊娯楽施設用地	
	重化学工業用地	
	軽工業用地	
	運輸施設用地	
	公共用地	
	供給処理施設用地	
	文教・厚生用地 (学校、病院、図書館、公民館、寺院)	
	公共空地 (都市公園、広場、緑地、運動場等)	
	民間空地 (ゴルフ場、企業・大学等のグラウンド、民地の広場等)	
	その他の空地 (未建築宅地、用途変更中の土地、農外利用地)	
	防衛施設 (自衛隊、米軍提供施設)	
	道路用地 (駅前広場、道路 (私道、農道、林道を含む))	
	鉄道用地	
	農産用地	
	小ゾーン	

第 3.2-1 図 (2) 土地利用の状況【凡例】

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川、湖沼の利用状況

周辺海域に流入する河川において、多摩川に「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号、最終改正：令和 6 年 6 月 26 日）に基づく内水面漁業権が設定されており、その内容は第 3.2-16 表及び第 3.2-3 図のとおりである。

なお、鶴見川においては内水面漁業権の設定はされていない。

〔「内水面の漁業権が設定されている河川と湖」（神奈川県 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

第 3.2-16 表 多摩川における内水面の漁業権設定状況

免許番号	免許の内容			
	漁業種類	漁業協同組合名	魚 種	免許期間
内共第 13 号	第 1 種共同	大田、多摩川、川崎河川	えむし、しじみ	令和 5 年 9 月 1 日～ 令和 15 年 8 月 31 日
内共第 14 号	第 1 種共同	大田、川崎河川、東京東部、 港、中央隅田、芝、佃島	えむし、しじみ	令和 5 年 9 月 1 日～ 令和 15 年 8 月 31 日

〔「漁業権設定状況」（東京都 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

2. 海域の利用状況

周辺海域における海域の利用状況は、第 3.2-3 図のとおりである。

川崎港は東京湾の北西部に位置し、「港則法」（昭和 23 年法律第 174 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく港則法区域（港名：京浜）、「港湾法」（昭和 25 年法律第 218 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）に基づく港湾区域（港湾名：川崎及び横浜）が設定されている。

川崎港は、西側は横浜港に、東側は東京港に接し、明治末期から京浜工業地帯の一大拠点として発展し、昭和 26 年に特定重要港湾に指定され、平成 23 年には長距離の国際海上コンテナ輸送に係る国際海上貨物輸送網の拠点としての役割かつ国内外の海上貨物輸送網とを結節する役割を担う国際戦略港湾に位置付けられている。

なお、川崎港においては漁業権の設定はされていない。

〔「川崎港港湾計画書一改訂一」（川崎港港湾管理者・川崎市、平成 26 年）
「海洋状況表示システム」（海上保安庁 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

3. 地下水の利用状況

事業実施想定区域が位置する川崎区では全域が「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく指定地域となっており、指定地域内で工業用として地下水の取水は許可制になっている。

川崎市内における令和 4 年の地下水の揚水量は、約 41,328m³/日で、用途別比率は上水道が 85%、一般事業所が 15%となっている。川崎市内地下水総揚水量の 8 割以上を多摩区の生田浄水場において、水道事業及び工業用水道事業として揚水している。

「地盤沈下と地下水（地下水揚水規制について）」（川崎市、令和 3 年）
「令和 5（2023）年度 大気・水環境対策の取組（令和 4（2022）年度の実績）」
（川崎市、令和 6 年）より作成

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通

(1) 道 路

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路は第 3.2-4 図のとおりであり、県道 101 号（一般県道）扇町川崎停車場線、県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線等がある。

令和 3 年度の主要な道路の交通状況は第 3.2-17 表、調査地点は第 3.2-4 図のとおりである。
事業実施想定区域の最寄りの調査地点である、県道 101 号（一般県道）扇町川崎停車場線（川崎市川崎区浅野町 1-3）での 24 時間交通量は、13,497 台である。

第 3.2-17 表(1) 主要な道路の交通状況（令和 3 年度）

路線名	図中番号	観測地点	昼間 12 時間 自動車類交通量 (上下合計)			24 時間 自動車類交通量 (上下合計)		
			小型車 (台)	大型車 (台)	合 計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合 計 (台)
高速湾岸線	①	東扇島出入口～大黒線大黒 JCT・大黒ふ頭出入口	42,727	26,261	68,988	59,249	38,771	98,020
高速神奈川 1 号 横羽線	②	都県境～大師 JCT・大師出入口	48,262	11,106	59,368	67,444	18,633	86,077
	③	川崎線大師 JCT・大師出入口～浜川崎出入口	48,610	7,106	55,716	68,578	12,581	81,159
	④	浜川崎出入口～浅田出入口	41,699	6,106	47,805	59,108	10,719	69,827
	⑤	浅田出入口～汐入出入口	52,145	8,745	60,890	72,982	14,677	87,659
	⑥	汐入出入口～生麦 JCT・生麦出入口	48,345	7,226	55,571	67,940	12,356	80,296
高速神奈川 5 号 大黒線	⑦	生麦 JCT・生麦出入口～大黒 JCT・大黒ふ頭出入口	15,229	6,374	21,603	20,529	9,376	29,905
高速神奈川 6 号 川崎線	⑧	殿町出入口～大師 JCT・大師出入口	3,861	585	4,446	5,282	762	6,044
一般国道 1 号	⑨	川崎市幸区神明町 1-41	23,247	2,834	26,081	32,734	4,282	37,016
一般国道 15 号	⑩	川崎市川崎区宮前町 8-6	<u>22,517</u>	<u>1,386</u>	<u>23,903</u>	<u>33,696</u>	<u>2,398</u>	<u>36,094</u>
	⑪	川崎市川崎区東田町 11-27	<u>20,943</u>	<u>6,046</u>	<u>26,989</u>	<u>31,483</u>	<u>9,001</u>	<u>40,484</u>
一般国道 132 号	⑫	川崎市川崎区夜光 2-2-6	10,288	10,299	20,587	14,749	14,868	29,617
	⑬	川崎市川崎区中島 2-3-5	10,521	3,769	14,290	14,538	4,754	19,292
一般国道 357 号	⑭	川崎市川崎区東扇島 17-1	4,894	10,697	15,591	7,782	16,696	24,478
	⑮	川崎市川崎区東扇島 18-5	<u>4,149</u>	<u>8,776</u>	<u>12,925</u>	<u>6,126</u>	<u>12,098</u>	<u>18,224</u>
一般国道 409 号	⑯	川崎市川崎区中瀬 3-20	<u>8,673</u>	<u>3,457</u>	<u>12,130</u>	<u>12,889</u>	<u>5,064</u>	<u>17,953</u>
	⑰	川崎市川崎区大師河原 2-5-10	<u>10,327</u>	<u>3,497</u>	<u>13,824</u>	<u>14,789</u>	<u>4,564</u>	<u>19,353</u>
	⑱	川崎市川崎区殿町 3-25-26	<u>9,813</u>	<u>8,878</u>	<u>18,691</u>	<u>13,662</u>	<u>12,131</u>	<u>25,793</u>
	⑲	川崎市川崎区駅前本町 26	15,542	4,471	20,013	21,542	6,076	27,618
	⑳	川崎市幸区戸手 4-7	11,325	2,488	13,813	15,101	3,408	18,509
県道 6 号 (主要地方道) 東京大師横浜線	㉑	川崎市川崎区大師河原 1-3-2	15,750	9,763	25,513	22,576	14,980	37,556
	㉒	川崎市川崎区昭和 2-17-12	10,253	7,015	17,268	14,967	8,172	23,139
	㉓	川崎市川崎区池上新町 2-25-15	11,324	8,120	19,444	16,938	9,506	26,444

第 3.2-17 表(2) 主要な道路の交通状況（令和 3 年度）

路線名	図中番号	観測地点	昼間 12 時間 自動車類交通量 (上下合計)			24 時間 自動車類交通量 (上下合計)		
			小型車 (台)	大型車 (台)	合 計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合 計 (台)
県道 6 号 (主要地方道) 東京大師横浜線	㉔	川崎市川崎区小田 7-3	18,158	12,216	30,374	27,647	15,180	42,827
	㉕	—	<u>22,700</u>	<u>11,851</u>	<u>34,551</u>	<u>33,798</u>	<u>15,610</u>	<u>49,408</u>
	㉖	—	<u>14,150</u>	<u>13,486</u>	<u>27,636</u>	<u>22,784</u>	<u>16,183</u>	<u>38,967</u>
	㉗	横浜市鶴見区生麦 2-3	<u>10,834</u>	<u>6,120</u>	<u>16,954</u>	<u>16,022</u>	<u>8,901</u>	<u>24,923</u>
県道 9 号 (主要地方道) 川崎府中線	㉘	川崎市川崎区砂子 2-11-17	12,425	2,434	14,859	16,492	3,419	19,911
	㉙	—	<u>14,052</u>	<u>1,390</u>	<u>15,442</u>	<u>18,273</u>	<u>2,419</u>	<u>20,692</u>
県道 14 号 (主要地方道) 鶴見溝ノ口線	㉚	横浜市鶴見区豊岡町 40-20	<u>18,675</u>	<u>2,308</u>	<u>20,983</u>	<u>25,248</u>	<u>3,079</u>	<u>28,327</u>
県道 101 号 (一般県道) 扇町川崎停車場線	㉛	川崎市川崎区浅野町 1-3	3,895	6,330	10,225	6,565	6,932	13,497
	㉜	川崎市川崎区大島 2-6-11	6,838	1,761	8,599	9,021	2,244	11,265
	㉝	川崎市川崎区砂子 2-8-14	8,715	2,738	11,453	11,768	3,464	15,232
県道 104 号 (一般県道) 鶴見停車場線	㉞	—	<u>9,391</u>	<u>2,117</u>	<u>11,508</u>	<u>12,471</u>	<u>2,835</u>	<u>15,306</u>
県道 140 号 (一般県道) 川崎町田線	㉟	川崎市幸区大宮町 28-8	20,828	4,439	25,267	29,294	6,275	35,569
	㊱	川崎市幸区南幸町 3-19	12,534	3,324	15,858	16,991	4,417	21,408
	㊲	横浜市鶴見区矢向 4-4	12,052	3,386	15,438	16,396	4,445	20,841
	㊳	—	<u>15,532</u>	<u>4,771</u>	<u>20,303</u>	<u>21,451</u>	<u>6,364</u>	<u>27,815</u>
市道殿町夜光線	㊴	川崎市川崎区小島町 1	3,919	5,517	9,436	6,380	6,076	12,456
市道富士見鶴見駅 線	㊵	川崎市川崎区大島 1-31-7	5,539	1,226	6,765	7,210	1,585	8,795
	㊶	川崎市川崎区渡田東町 18-8	4,220	489	4,709	5,264	669	5,933
市道皐橋水江町線	㊷	川崎市川崎区藤崎 4-33-6	10,180	2,522	12,702	13,580	3,314	16,894
市道南幸町渡田線	㊸	川崎市川崎区池上新町 3-5	7,280	6,453	13,733	11,034	7,368	18,402
	㊹	川崎市川崎区渡田 3-4-10	13,246	2,331	15,577	17,504	3,369	20,873

- 注：1. 図中番号は、第 3.2-4 図に対応している。
2. 12 時間交通量は、午前 7 時～午後 7 時に測定したものである。
3. 傾斜下線の値は、推定値を示す。
4. 観測地点の「—」は、出典元に記載がないことを示す。

〔「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」
(国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧) より作成〕



第 3.2-4 図 主要な道路と交通量調査地点

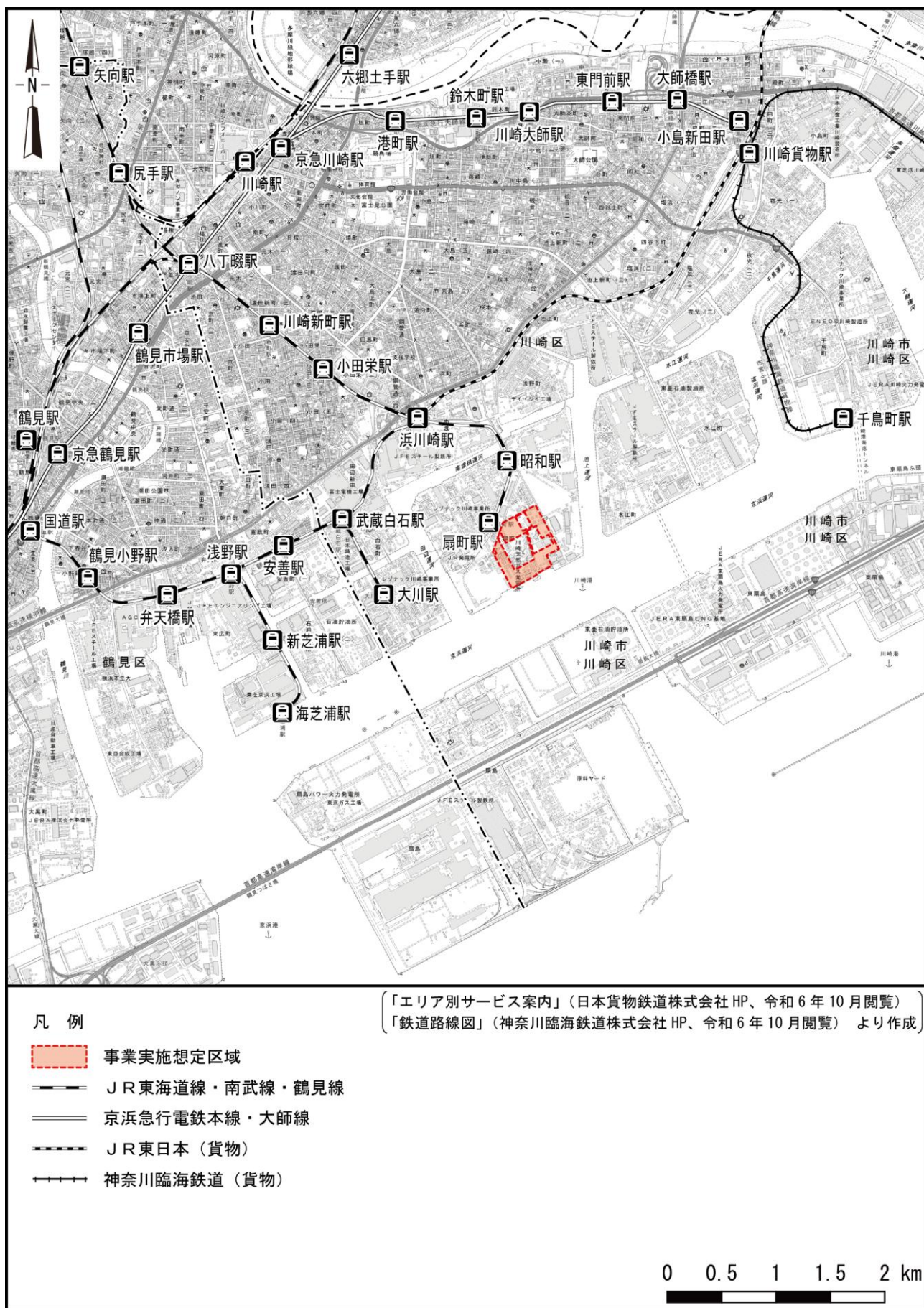
(2) 鉄 道

事業実施想定区域及びその周囲における主要な鉄道は、第 3.2-5 図のとおりである。

事業実施想定区域の北側に JR 東日本鶴見線が整備されており、最寄り駅は JR 東日本鶴見線扇町駅である。

扇町駅の乗車人員は、無人駅のため正確な乗車人員が把握できないとして公表されていない。

〔「川崎市統計書 令和 5（2023）年版」（川崎市、令和 6 年）より作成〕



第 3.2-5 図 主要な鉄道の状況

2. 海上交通

川崎港における入港船舶の状況は、第 3.2-18 表のとおりである。

令和 4 年における川崎港の入港総隻数は、16,718 隻、総トン数は 84,848,146 トンとなっている。

第 3.2-18 表 川崎港の入港船舶の状況（令和 4 年）

種 別	総 数		トン階別			
			500 総トン未満		500 総トン以上	
	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
総 数	16,718	84,848,146	8,626	3,632,716	8,092	81,215,430
外 航	2,204	64,222,842	8	3,983	2,196	64,218,859
内 航	14,514	20,625,304	8,618	3,628,733	5,896	16,996,571

注：船舶は、総トン数 5 トン以上のものについて調査した。

〔「川崎市統計書 令和 5（2023）年版」（川崎市、令和 6 年）より作成〕

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

事業実施想定区域及びその周囲における学校等、病院、福祉施設の環境の保全について配慮が特に必要な施設は、第 3.2-19 表～第 3.2-21 表及び第 3.2-6 図～第 3.2-8 図のとおりであり、事業実施想定区域の最寄りの学校等は、事業実施想定区域の北約 1.4km にあいせん保育園、病院は北北西約 2.2km に日本鋼管病院、福祉施設は北西約 1.4km に有料老人ホームぱんだがある。

また、最も近い住居系の用途地域は、事業実施想定区域の北約 1.4km に第二種住居地域の指定がある（「3.2.2 土地利用の状況」第 3.2-2 図）。

第 3.2-19 表(1) 学校等の状況

区 分	図中 番号	名 称	所在地
幼稚園	1	浅田幼稚園	川崎区浅田 2-15-5
	2	江川幼稚園	川崎区江川 2-5-5
	3	小田双葉幼稚園	川崎区小田 5-25-8
	4	川崎青い鳥幼稚園	川崎区小田 2-17-29
	5	川崎協立幼稚園	川崎区大島 3-5-6
	6	川崎さくら幼稚園	川崎区台町 20-1
	7	川崎頌和幼稚園	川崎区小川町 11-13
	8	川崎ふたば幼稚園	川崎区大師河原 2-3-20
	9	観音幼稚園	川崎区観音 2-1-7
	10	聖クララ幼稚園	川崎区貝塚 2-8-16
	11	竹園幼稚園	川崎区小田 3-13-16
	12	第一ひかり幼稚園	川崎区貝塚 1-12-12
	13	大師幼稚園	川崎区東門前 1-4-9
	14	東三輪幼稚園	川崎区浜町 1-4-15
	15	福音幼稚園	川崎区境町 3-12
	16	三輪幼稚園	川崎区渡田向町 4-5
	17	ゆりかご幼稚園	川崎区小田 1-16-16
	18	若宮幼稚園	川崎区大師駅前 2-13-16
認可保育所	1	川崎区保育・子育て総合支援センター 大島保育園（公立）	川崎区大島 4-17-2
	2	東小田保育園（公立）	川崎区小田 5-14-1
	3	藤崎保育園（公立）	川崎区藤崎 1-7-1
	4	こあらっこはうすル・シエルブルー	川崎区旭町 1-8-6
	5	京急キッズランド京急川崎保育園	川崎区砂子 1-3-1
	6	城南ルミナ保育園川崎	川崎区駅前本町 22-9
	7	メリー★ポピンズアトレ川崎ルーム	川崎区駅前本町 26-1 アトレ川崎 4 階
	8	西大島ルーテル保育園	川崎区大島 1-24-12
	9	京進のほいくえん HOPPA 大島五丁目	川崎区大島 5-11-13 2 階
	10	東おおしま保育園	川崎区大島 5-21-10
	11	保育園川崎ベアーズ	川崎区大島上町 22-12
	12	川崎おおぞら保育園	川崎区小川町 11-9
	13	アスク川崎東口保育園	川崎区小川町 13-9
	14	パピー保育園	川崎区小田 2-2-3
	15	小田さくら保育園	川崎区小田 3-17-3
	16	ベネッセ川崎新町保育園	川崎区小田栄 2-3-2
	17	大師駅前ひよこ保育園	川崎区川中島 1-21-4
	18	マジオたんぼ保育園観音	川崎区観音 1-8-20
	19	かんのん町保育園	川崎区観音 1-10-3
	20	京町いづみ保育園	川崎区京町 3-26-1
	21	わたりだ保育園	川崎区鋼管通 1-11-4
	22	境町パイナップル保育園	川崎区境町 11-9
	23	桜本保育園	川崎区桜本 1-9-6
	24	聖美保育園	川崎区桜本 2-41-11
	25	つめくさ保育園	川崎区昭和 1-5-8
	26	キディ鈴木町・川崎保育園	川崎区鈴木町 3-2
	27	Nest 川崎大師保育園	川崎区大師駅前 1-2-15
	28	川崎ふたば保育園	川崎区大師河原 2-2-2

第 3.2-19 表 (2) 学校等の状況

区 分	図中 番号	名 称	所在地
認可保育所	29	だるま国際こころ園	川崎区大師町 3-13
	30	アスク東門前保育園	川崎区大師本町 9-11 3 階
	31	大師保育園	川崎区出来野 1-17
	32	出来野ルーテル保育園	川崎区出来野 6-7
	33	ランゲージ・ハウス Nakajima 保育園	川崎区中島 2-1-8
	34	Gakken はいくえん川崎大師	川崎区中瀬 3-14-3
	35	中瀬新生保育園	川崎区中瀬 3-20-16
	36	川崎もりのこ保育園	川崎区日進町 1-68 8 号棟 2 階
	37	ゆめいく日進町保育園	川崎区日進町 20-3
	38	あすいく保育園	川崎区日進町 22-14
	39	あいせん保育園	川崎区浜町 2-22-16
	40	レイモンド川崎保育園	川崎区東田町 8 パレール川崎 3 階
	41	東門前保育園	川崎区東門前 1-8-2
	42	だいしの里保育園	川崎区日ノ出 1-16-11
	43	ランゲージ・ハウス Fujisaki 保育園	川崎区藤崎 1-23-6
	44	かわなかじま保育園	川崎区藤崎 2-19-2
	45	のぞみ保育園	川崎区富士見 1-6-10
	46	川崎乳児保育所	川崎区本町 1-1-1
	47	夜間保育所あいいく	川崎区本町 1-1-1
	48	京急キッズランド港町駅前保育園	川崎区港町 5-4
	49	よつば保育園	川崎区四谷上町 14-8
	50	新町しほかぜ保育園	川崎区渡田 4-9-4
	51	若草保育園 京町	川崎区渡田山王町 20-35
	52	川崎コスモス保育園	川崎区渡田東町 7-9
小学校	1	川崎市立殿町小学校	川崎区殿町 1-17-19
	2	川崎市立四谷小学校	川崎区四谷下町 4-1
	3	川崎市立東門前小学校	川崎区東門前 3-4-6
	4	川崎市立大師小学校	川崎区東門前 2-6-1
	5	川崎市立川中島小学校	川崎区川中島 2-4-19
	6	川崎市立藤崎小学校	川崎区藤崎 3-2-1
	7	川崎市立さくら小学校	川崎区桜本 1-9-15
	8	川崎市立大島小学校	川崎区浜町 1-5-1
	9	川崎市立渡田小学校	川崎区田島町 14-1
	10	川崎市立東小田小学校	川崎区小田 5-11-20
	11	川崎市立小田小学校	川崎区小田 4-12-24
	12	川崎市立浅田小学校	川崎区浅田 2-11-21
	13	川崎市立東大島小学校	川崎区大島 5-25-1
	14	川崎市立向小学校	川崎区大島 4-17-1
	15	川崎市立田島小学校	川崎区渡田 1-20-1
	16	川崎市立新町小学校	川崎区渡田新町 3-15-1
	17	川崎市立旭町小学校	川崎区旭町 2-2-1
	18	川崎市立宮前小学校	川崎区宮前町 8-13
	19	川崎市立川崎小学校	川崎区日進町 20-1
	20	川崎市立京町小学校	川崎区京町 1-1-4

第 3.2-19 表(3) 学校等の状況

区 分	図中 番号	名 称	所在地
中学校	1	川崎市立大師中学校	川崎区大師河原 2-1-1
	2	川崎市立南大師中学校	川崎区四谷上町 24-1
	3	川崎市立川中島中学校	川崎区藤崎 2-19-1
	4	川崎市立桜本中学校	川崎区池上新町 1-2-4
	5	川崎市立臨港中学校	川崎区浜町 2-11-22
	6	川崎市立田島中学校	川崎区小田 2-21-7
	7	川崎市立京町中学校	川崎区京町 3-19-11
	8	川崎市立渡田中学校	川崎区渡田向町 11-1
	9	川崎市立富士見中学校	川崎区富士見 2-1-2
	10	川崎市立川崎中学校	川崎区下並木 50
	11	川崎高等学校附属中学校	川崎区中島 3-3-1
特別支援 学校	1	川崎市立田島支援学校	川崎区田島町 20-5
	2	川崎市立田島支援学校桜校	川崎区池上新町 1-1-3
	3	川崎市立田島支援学校さくら分教室	川崎区桜本 1-9-15（さくら小学校内）
高等学校	1	川崎市立川崎高等学校	川崎区中島 3-3-1
	2	神奈川県立川崎高等学校	川崎区渡田山王町 22-6
	3	神奈川県立大師高等学校	川崎区四谷下町 25-1
専修学校	1	外語ビジネス専門学校	川崎区駅前本町 22-9
	2	神奈川ビューティー&ビジネス専門学校	川崎区渡田向町 15-5
	3	日本溶接構造専門学校	川崎区本町 2-11-19
	4	米山ファッション・ビジネス専門学校	川崎区南町 15-2
各種学校	1	川崎朝鮮初級学校	川崎区桜本 2-43-1
大学・ 短期大学	1	県立保健福祉大学 川崎（殿町）キャンパス	川崎市川崎区殿町 3-25-10
	2	慶應義塾大学 殿町タウンキャンパス	川崎市川崎区殿町 3-25-10
	3	グローバル Biz 専門職大学	川崎区駅前本町 22-1
図書館	1	川崎図書館	川崎区駅前本町 12-1 タワーリパーク 4 階
	2	川崎図書館 大師分館	川崎区大師駅前 1-1-5 川崎大師パーク ホームズ 2 階
	3	川崎図書館 田島分館	川崎区追分町 16-1 カルナーザ川崎 4 階

注：図中番号は、第 3.2-6 図に対応している。

「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「認可保育所一覧」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「県内大学一覧」（神奈川県 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「交通アクセス」（グローバル Biz 専門職大学 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「川崎市立図書館一覧」（川崎市立図書館 HP、令和 6 年 10 月閲覧） より作成

第 3.2-20 表 病院・診療所の状況

区 分	図中 番号	名 称	所在地
病 院	1	太田総合病院	川崎区日進町 1-50
	2	恒春会 馬嶋病院	川崎区日進町 24-15
	3	総合川崎臨港病院	川崎区中島 3-13-1
	4	宮川病院	川崎区大師駅前 2-13-13
	5	川崎市立川崎病院	川崎区新川通 12-1
	6	総合新川橋病院	川崎区新川通 1-15
	7	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院	川崎区桜本 2-1-5
	8	日本鋼管病院	川崎区鋼管通 1-2-1
	9	医療法人社団慶友会 第一病院	川崎区元木 2-7-2
	10	AOI 国際病院	川崎区田町 2-9-1
	11	社会医療法人財団石心会 川崎幸病院	幸区大宮町 31-27
	12	汐田総合病院	鶴見区矢向 1-6-20
	13	医療法人社団新東京石心会 横浜石心会病院	鶴見区豊岡町 21-1
	14	鶴見大学歯学部附属病院	鶴見区鶴見 2-1-3
	15	森山病院	鶴見区鶴見 1-12-31
	16	医療法人社団協友会 横浜鶴見リハビリテーション病院	鶴見区潮田町 3-145-4
	17	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市 東部病院	鶴見区下野谷町 4-145-1
診療所	1	大江医院	川崎区川中島 1-13-2
	2	入江医院	川崎区砂子 2-6-2 三恵ビル
	3	太田総合病院記念研究所附属診療所	川崎区日進町 1 サンスクエ ア川崎 7 号棟 2 階
	4	医療法人社団慶真会 川崎中央クリニック	幸区神明町二丁目 68-7

注：1. 図中番号は、第 3.2-7 図に対応している。

2. 診療所については、患者を入院させるための施設を有するものとした。

「病院・診療所名簿」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「横浜市の医療機関」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「労災保険指定医療機関検索」（厚生労働省 HP、令和 6 年 10 月閲覧） より作成

第 3.2-21 表(1) 福祉施設の状況

区 分	図中 番号	名 称	所在地
特別養護 老人ホーム	1	恒春園	川崎区小川町 10-10
	2	桜寿園	川崎区桜本 2-39-4
	3	大師の里	川崎区日ノ出 2-7-1
	4	しおん	川崎区本町 1-1-1
	5	ビオラ川崎	川崎区小田栄 2-1-7
	6	ゆとりあ	川崎区殿町 1-11-10
	7	境町フェニックス	川崎区境町 11-9
	8	川崎ラシクル	川崎区日進町 5-1
	9	幸風苑	幸区都町 64-1
	10	南さいわい	幸区南幸町 3-149-3
	11	クロスハート幸・川崎	幸区河原町 1-37
	12	新鶴見ホーム	鶴見区江ヶ崎町 2-42
	13	しょうじゅの里鶴見	鶴見区江ヶ崎町 2-1
	14	新鶴見ホーム新館	鶴見区江ヶ崎町 2-42
	15	わかたけ鶴見	鶴見区矢向 1-4-20
	16	しょうじゅの里小野	鶴見区下野谷町 4-145-18
有料老人 ホーム	1	グッドタイムホーム・川崎大師	川崎区昭和 2-3-10
	2	フローレンスケアホーム川崎大師	川崎区昭和 2-5-6
	3	ライフコミュニケーション川崎	川崎区藤崎 3-6-1
	4	ベストライフ川崎	川崎区渡田新町 3-1-5
	5	エスペランサ川崎	川崎区榎町 2-2
	6	SOMPO ケア ラヴィーレ浜川崎	川崎区田島町 23-1
	7	グッドタイムナーシングホーム・川崎大師貳番館	川崎区出来野 5-3
	8	ソラリス渡田	川崎区渡田新町 1-9-3
	9	ハートフル小田	川崎区小田 4-35-12
	10	ぱんだ	川崎区浜町 2-19-15
	11	やすらぎ	川崎区田島町 16-6 1F
	12	ドリームハウス	川崎区四谷上町 1-8
	13	ピア桜本	川崎区桜本 2-36-6
	14	高齢者・障害者ケア付住宅 達磨	川崎区大島 5-18-7 マリンプラザ 1F
	15	大島スマイルイン	川崎区大島 1-15-3
	16	浅田スマイルイン	川崎区浅田 2-12-6
	17	小川町スマイルイン	川崎区小川町 12-13
	18	にじ	川崎区藤崎 1-5-1
	19	ハビネス鋼管通	川崎区鋼管通 1-19-10
	20	ファミリエ浜町	川崎区浜町 1-16-3
	21	ほほえみの家浜町	川崎区浜町 2-9-1
	22	庵の郷 渡田	川崎区渡田 4-9-16
	23	庵の郷 大師	川崎区大師駅前 2-5-2
	24	カテナ川崎マンション	川崎区渡田向町 24-6 ファミール カテナ内
	25	ひかりコーポ渡田東町	川崎区渡田東町 18-18
	26	医療対応住宅ケアホスピス大師	川崎区四谷上町 14-22
	27	住宅型有料老人ホーム川崎真心生楽館	川崎区日ノ出 1-12-17
	28	かな	川崎区池上新町 1-13-2
	29	K-House	川崎区伊勢町 19-9
	30	サンハイツ渡田	川崎区渡田 2-20-19

第 3.2-21 表(2) 福祉施設の状況

区 分	図中 番号	名 称	所在地
有料老人 ホーム	31	かえで	川崎区大島 2-13-6
	32	住宅型老人ホーム フレンズ	川崎区田島町 23-1 2 階
	33	サンケアホーム小田	川崎区小田 4-13-6
	34	太陽ケアセンター住宅型有料老人ホームいずみ	川崎区元木 1-3-7
	35	太陽ケアセンター住宅型有料老人ホームさくら	川崎区桜本 1-18-18
	36	住宅型有料老人ホーム ふれあい家族 宮前町	川崎区宮前町 11-22
	37	住宅型有料老人ホーム キャンディ	川崎区鋼管通 2-2-7
	38	ほほえみの家浅田	川崎区浅田 3-10-9
	39	漣波ハウス	川崎区大島 1-21-8
	40	メディホス川崎大師	川崎区四谷上町 1-11
	41	グッドタイムホーム・川崎	幸区塚越 2-260-36
	42	SOMPO ケア ラヴィーレ川崎	幸区幸町 2-632-1
	43	花珠の家さいわい	幸区中幸町 1-53-7
	44	まどか川崎	幸区南幸町 3-119-14
	45	住宅型有料老人ホーム ふれあい家族	幸区柳町 55-3
	46	矢向スマイルイン	幸区塚越 4-333-89
	47	有料老人ホーム ルアナ矢向	幸区塚越 4-333-86
	48	花珠の家つるみ	鶴見区生麦 5-10-21
	49	鷺見の郷	鶴見区下野谷町 3-88-1
	50	高齢者マンション ミザール	鶴見区向井町 4-88-21
	51	ピア汐入	鶴見区汐入町 1-20-1
	52	住宅型有料老人ホーム 輝	鶴見区下野谷町 4-127-1
	53	ほほえみの家平安町	鶴見区平安町 1-59-5
	54	ラベンダーケア 矢向第 1	鶴見区矢向 6-1-9
	55	ラベンダーケア 矢向第 2	鶴見区矢向 6-10-24
	56	ピアホーム鶴見	鶴見区仲通 3-74-1
	57	みるくゆ	鶴見区仲通 2-65-11
	58	ケアホーム RM 仲通	鶴見区仲通 2-68-20-201
	59	RM 汐入	鶴見区汐入町 3-49-9
	60	RM 潮田	鶴見区潮田町 1-67
	61	ゆんたく〜潮田	鶴見区潮田町 1-77-6
	62	グッドタイムホーム・多摩川	大田区西六郷 4-29-1

注：図中番号は、第 3.2-8 図に対応している。

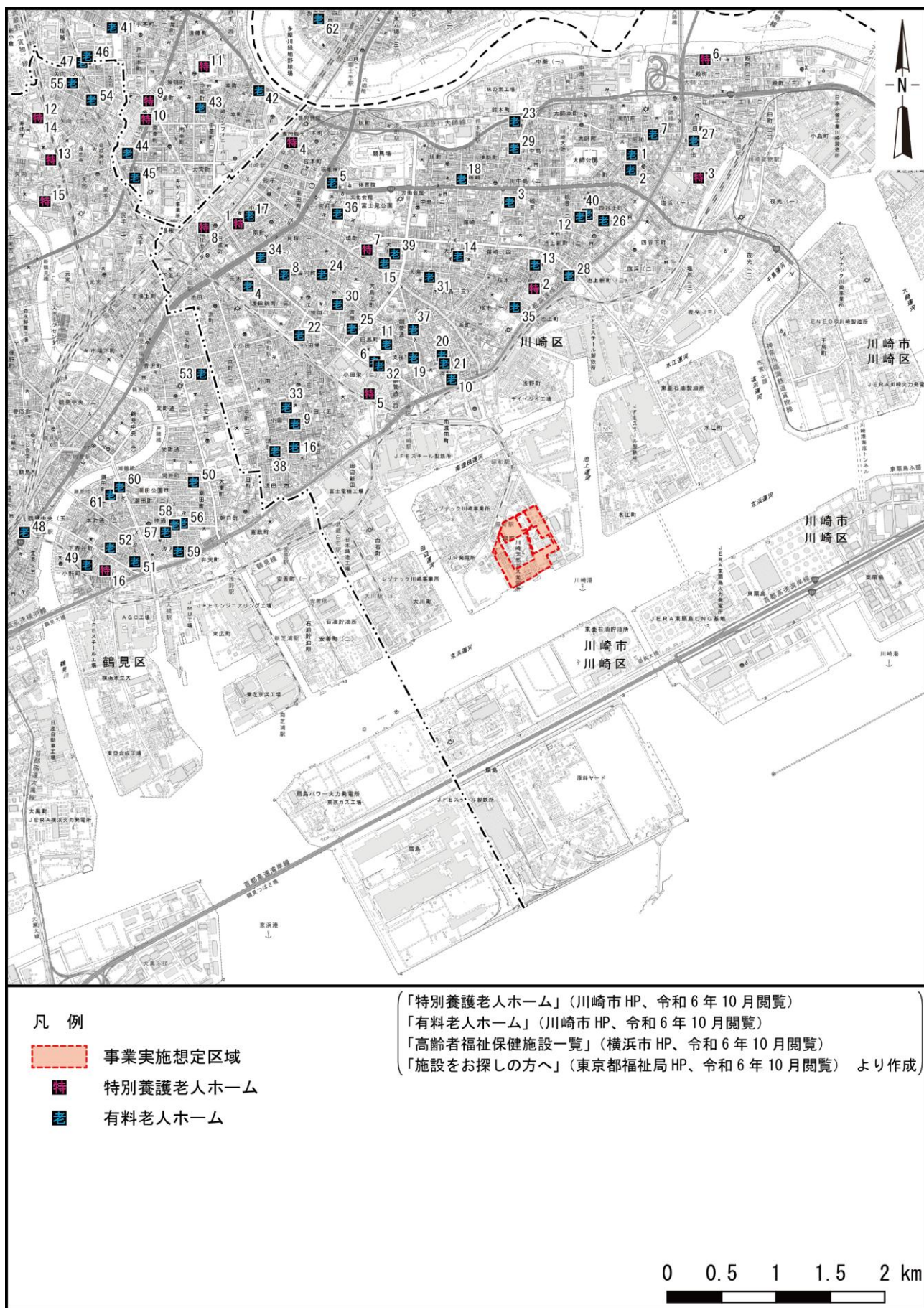
「特別養護老人ホーム」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
 「有料老人ホーム」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
 「高齢者福祉保健施設一覧」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
 「施設をお探しの方へ」（東京都福祉局 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成



第 3.2-6 図 学校等の位置



第 3.2-7 図 病院・診療所の位置



第 3.2-8 図 福祉施設の位置

3.2.6 下水道の整備状況

事業実施想定区域が位置する川崎区扇町は、下水道整備計画区域外となっている。

川崎市における令和4年度の下水道の整備状況は、第3.2-22表のとおりである。

川崎市では、処理区域の面積に対する普及率は94.9%、人口に対する普及率は99.5%である。

また、川崎区では、処理区域の面積に対する普及率は99.9%、人口に対する普及率は100.0%である。

第3.2-22表 下水道の整備状況（令和4年度）

区 分	行政 区域 面積 (ha)	市街化 区域 面積 (ha)	認可 区域 面積 (ha)	排水区域		処理区域		行政 区域 人口 (人)	排水区域		処理区域		水洗化 人口 (人)	水洗 化率 (%)
				面 積 (ha)	普及率 (%)	面 積 (ha)	普及率 (%)		人 口 (人)	普及率 (%)	人 口 (人)	普及率 (%)		
川崎市	14,435	12,728	11,290	10,721	94.9	10,721	94.9	1,541,640	1,534,852	99.5	1,534,852	99.5	1,520,011	99.7
川崎区	4,025	3,605	1,395	1,395	99.9	1,395	99.9	230,342	230,342	100.0	230,342	100.0	232,440	99.9
幸 区	1,009	870	875	872	99.7	872	99.7	171,686	171,537	99.9	171,537	99.9	170,994	99.8

注：行政区域人口の区別人口は計画区域人口であり、年度計には計画区域外人口177人を含む。

〔「川崎市統計書 令和5（2023）年版」（川崎市、令和6年）より作成〕

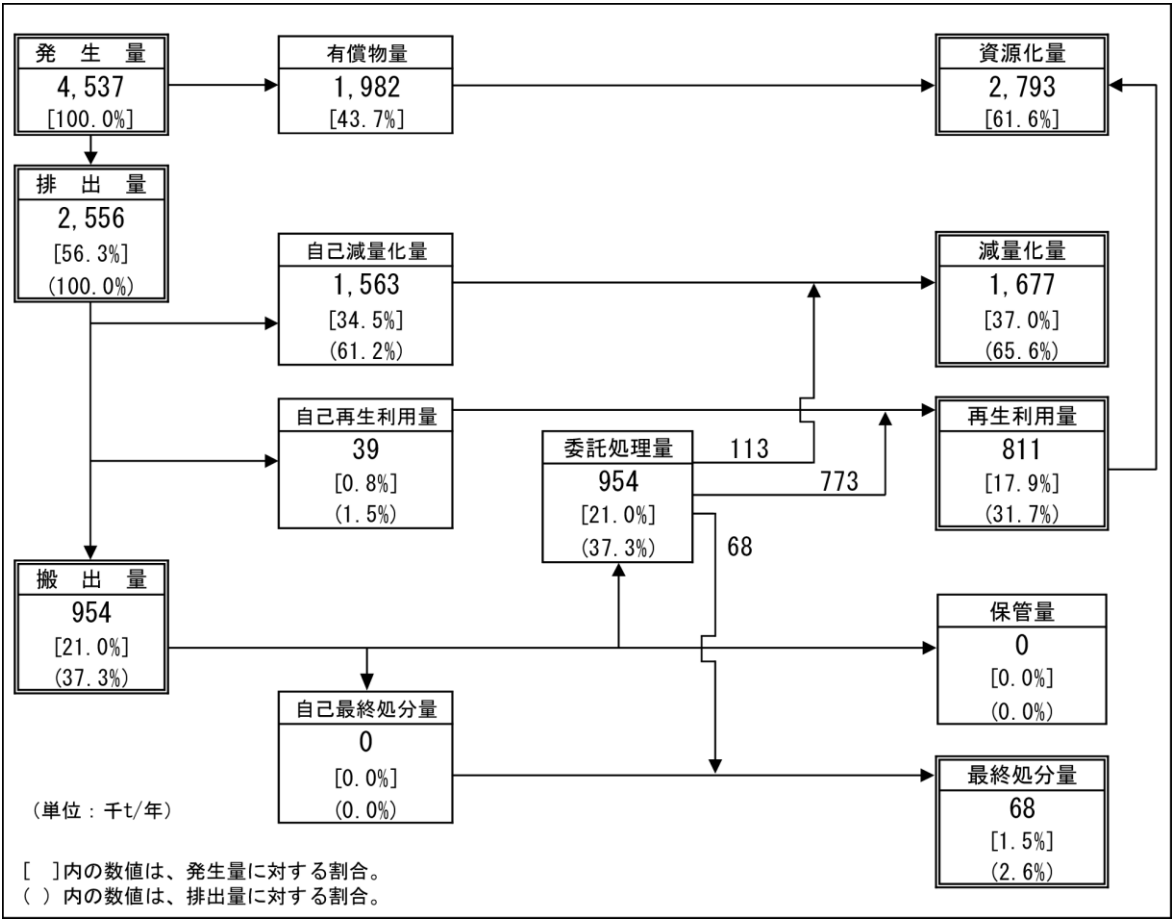
3.2.7 廃棄物の状況

1. 産業廃棄物発生量

川崎市では、循環型社会の形成の推進を図るため、川崎市内の産業廃棄物の発生量及び処理状況等の現状を的確に把握することを目的とした川崎市産業廃棄物実態調査を5年に一度実施しており、直近では令和元年度の実績が取りまとめられている。

産業廃棄物の発生及び処理状況の概要は第3.2-9図のとおりであり、川崎市内で発生した産業廃棄物の流れをまとめると、再生利用量が811千トン（排出量の31.7%）、減量化量が1,677千トン（同65.6%）、最終処分量が68千トン（同2.6%）である。

また、種類別の発生量、排出量、搬出量及び最終処分量は第3.2-23表のとおりであり、排出量を種類別でみると、有機性汚泥が1,029千トンで最も多く、次いで無機性汚泥が631千トン、がれき類が336千トンである。



〔「令和2年度川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和元年度実績）」（川崎市、令和3年）より作成〕

第3.2-9図 産業廃棄物の発生及び処理状況の概要（令和元年度）

第 3.2-23 表 種類別の発生量、排出量、搬出量及び最終処分量（令和元年度）

（単位：千トン/年）

区 分	合 計	燃え殻	有機性 汚泥	無機性 汚泥	廃 油	廃 酸	廃アル カリ	廃プラス チック類	紙くず	木くず
発生量	4,537 (100%)	7 (0.2%)	1,043 (23.0%)	679 (15.0%)	55 (1.2%)	113 (2.5%)	53 (1.2%)	44 (1.0%)	6 (0.1%)	35 (0.8%)
排出量	2,556 (100%)	7 (0.3%)	1,029 (40.3%)	631 (24.7%)	53 (2.1%)	112 (4.4%)	53 (2.1%)	43 (1.7%)	4 (0.2%)	35 (1.4%)
搬出量	954 (100%)	15 (1.6%)	31 (3.2%)	190 (20.0%)	21 (2.2%)	8 (0.9%)	19 (2.0%)	37 (3.9%)	4 (0.4%)	35 (3.7%)
最終 処分量	68 (100%)	2 (2.5%)	7 (10.6%)	9 (13.2%)	—	—	—	4 (5.6%)	0 (0.2%)	0 (0.3%)

区 分	繊維くず	動植物 性残さ	動物系 固形不 要物	ゴムくず	金属くず	ガラス 陶磁器 くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他 の産業 廃棄物
発生量	0 (0.0%)	7 (0.2%)	—	0 (0.0%)	28 (0.6%)	87 (1.9%)	1,696 (37.4%)	349 (7.7%)	285 (6.3%)	51 (1.1%)
排出量	0 (0.0%)	7 (0.3%)	—	0 (0.0%)	18 (0.7%)	87 (3.4%)	28 (1.1%)	336 (13.1%)	64 (2.5%)	51 (2.0%)
搬出量	0 (0.0%)	7 (0.7%)	—	0 (0.0%)	18 (1.9%)	87 (9.1%)	28 (2.9%)	334 (35.0%)	69 (7.3%)	51 (5.3%)
最終 処分量	—	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)	1 (1.0%)	12 (18.2%)	3 (4.0%)	13 (19.0%)	1 (1.4%)	16 (24.0%)

注：1. ()内の値は、合計に対する割合である。

2. 「—」は、出典内に値の記載がないものを示す。

〔「令和 2 年度川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和元年度実績）」（川崎市、令和 3 年）より作成〕

2. 産業廃棄物処理施設の立地状況

事業実施想定区域を中心とした 50km の範囲にある市区町村における産業廃棄物処理施設数（中間処理施設及び最終処分場）は、第 3.2-24 表及び第 3.2-10 図のとおりであり、中間処理施設は 1,443 箇所、最終処分場は 12 箇所である。

第 3.2-24 表 産業廃棄物の処理施設数

【神奈川県】

市区町村	川崎市	横浜市	相模原市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	三浦市	秦野市	厚木市
中間処理施設	79	158	43	23	14	2	5	17	8	0	1	14	19
最終処分場	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	大和市	伊勢原市	海老名市	座間市	綾瀬市	葉山町	寒川町	大磯町	二宮町	中井町	愛川町	清川村	神奈川県計
中間処理施設	4	2	5	2	22	0	5	0	0	2	24	0	449
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

【東京都】

市区町村	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
中間処理施設	1	0	0	1	0	1	17	46	3	1	68	3	0
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	八王子市	立川市	武蔵野市
中間処理施設	1	0	1	4	4	11	1	94	10	22	31	4	0
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市
中間処理施設	0	7	4	4	4	6	0	1	1	3	0	12	1
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町	東京都計
中間処理施設	1	0	0	2	4	2	7	6	7	1	23	8	428
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【千葉県】

市区町村	千葉市	市川市	船橋市	木更津市	松戸市	野田市	茂原市	佐倉市	習志野市	柏市	市原市	流山市	八千代市
中間処理施設	56	32	18	13	11	17	2	9	3	16	37	1	13
最終処分場	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0

市区町村	我孫子市	鴨川市	鎌ヶ谷市	君津市	富津市	浦安市	四街道市	袖ヶ浦市	八街市	印西市	白井市	南房総市	大網白里市
中間処理施設	2	4	0	6	9	0	4	19	4	4	27	3	0
最終処分場	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	長柄町	長南町	大多喜町	鋸南町	千葉県計
中間処理施設	8	0	1	2	321
最終処分場	0	0	0	0	10

【埼玉県】

市区町村	さいたま市	川越市	川口市	所沢市	飯能市	春日部市	狭山市	上尾市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市	入間市
中間処理施設	48	23	16	12	2	10	5	6	4	10	1	6	15
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	朝霞市	志木市	和光市	新座市	八潮市	富士見市	三郷市	吉川市	ふじみ野市	三芳町	松伏町	埼玉県計	合計
中間処理施設	10	1	4	4	35	0	13	10	2	5	3	245	1,443
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12

「産業廃棄物処分業者名簿（令和５年９月３０日現在）」（神奈川県 HP、令和６年１０月閲覧）
「かながわ環境整備センター」（神奈川県 HP、令和６年１０月閲覧）
「産業廃棄物処理業に関して 処理業者情報（令和５年４月１日現在）」（川崎市 HP、令和６年１０月閲覧）
「産業廃棄物処理業者名簿（令和６年９月２日現在）」（横浜市 HP、令和６年１０月閲覧）
「許可業者一覧名簿（令和６年８月３０日現在）」（相模原市 HP、令和６年１０月閲覧）
「産業廃棄物処分業者名簿（令和６年４月１日現在）」（横須賀市 HP、令和６年１０月閲覧）
「産業廃棄物処理業者検索システム」（東京都環境局 HP、令和６年１０月閲覧）
「八王子市産業廃棄物処分業許可業者一覧（令和６年９月１８日）」（八王子市 HP、令和６年１０月閲覧）
「産業廃棄物処理業者名簿（令和５年４月１日現在）」（千葉県 HP、令和６年１０月閲覧）
「産業廃棄物処理業者名簿（令和６年４月１日現在）」（千葉市 HP、令和６年１０月閲覧）
「産業廃棄物処理業者（令和６年４月１日現在）」（船橋市 HP、令和６年１０月閲覧）
「産業廃棄物処理業者名簿（令和６年３月１１日現在）」（柏市 HP、令和６年１０月閲覧）
「産業廃棄物処分業者名簿（令和６年４月１日現在）」（埼玉県 HP、令和６年１０月閲覧）
「産業廃棄物処理業許可業者名簿（令和６年８月１日現在）」（さいたま市 HP、令和６年１０月閲覧）
「川越市産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業許可業者名簿（令和６年１月５日現在）」（川越市 HP、令和６年１０月閲覧）
「産業廃棄物処分業者名簿（令和６年６月３日現在）」（川口市 HP、令和６年１０月閲覧）
「産業廃棄物処分業者名簿（令和６年４月５日現在）」（越谷市 HP、令和６年１０月閲覧）
「処理業許可情報検索」（公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、令和６年１０月閲覧）

より作成



第 3.2-10 図 産業廃棄物処理施設の立地状況

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）、「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環大企 143 号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）、「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和 53 年環大企 262 号）、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（通知）」（平成 21 年環水大総発第 090909001 号）及び「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 30 年 11 月 19 日）により全国一律に定められており、その内容は第 3.2-25 表のとおりである。

第 3.2-25 表 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	短期的 評 価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
		長期的 評 価	1 日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	短期的 評 価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
		長期的 評 価	1 日平均値の年間 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的 評 価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
		長期的 評 価	1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間（5 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること。	
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m ³ 以下であること。	1 年平均値が長期基準（15 μ g/m ³ ）以下であり、かつ、1 日平均の年間 98 パーセンタイル値が短期基準（35 μ g/m ³ ）以下であること。	
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。		
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。		
備 考			
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。			
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μ m 以下のものをいう。			
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			
4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μ m の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。			
5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。			

「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）
「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環大企 143 号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）
「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和 53 年環大企 262 号）
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（通知）」（平成 21 年環水大総発第 090909001 号）
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 30 年 11 月 19 日）

より作成

また、「川崎市環境基本条例」（平成 3 年川崎市条例第 28 号、最終改正：令和 3 年 3 月 24 日）に基づく環境目標値、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 11 年川崎市条例第 50 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日）に基づく対策目標値及び地区別の対策目標量が定められている。

川崎市環境目標値及び対策目標値は第 3.2-26 表、地区別の対策目標量は第 3.2-27 表のとおりである。

第 3.2-26 表 川崎市環境目標値及び対策目標値

物 質	川崎市環境目標値		川崎市対策目標値	
	1 時間値	0.10ppm 以下	1 時間値	0.10ppm 以下
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値	0.04ppm 以下	1 時間値の 1 日平均値	0.04ppm 以下
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値	0.02ppm 以下	1 時間値の 1 日平均値	0.04ppm～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値	0.075mg/m ³ 以下	1 時間値	0.20mg/m ³ 以下
	年平均値	0.0125mg/m ³ 以下	1 時間値の 1 日平均値	0.10mg/m ³ 以下
備 考				
浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。				
「環境目標値の設定について」（平成 12 年川崎市告示第 599 号） 「対策目標値の設定について」（平成 28 年川崎市告示第 512 号）より作成				

第 3.2-27 表 地区別の対策目標量

物 質	対策目標量		
	川崎区（大師及び田島支所の 所管区域に限る。）の地区	川崎区（大師及び田島支所の 所管区域を除く。）及び 幸区の地区	川崎市域のうち川崎区及び 幸区の地区以外の地区
硫黄酸化物	1,990t/年 以下	20t/年 以下	40t/年 以下
窒素酸化物	9,330t/年 以下		
粒子状物質	2,120t/年 以下		

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」
（平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日）より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）により、第 3.2-28 表のとおり定められており、事業実施想定区域及びその周囲における地域の類型指定状況は、第 3.2-29 表及び第 3.2-11 図のとおりである。事業実施想定区域は工業専用地域のため地域の類型は指定されていない。

第 3.2-28 表 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L _{Aeq})	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
6. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値 (L _{Aeq})	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注：車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値 (L _{Aeq})	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注：幹線交通を担う道路とは、「道路法」（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

また、近接する区域とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
「騒音に係る環境基準の改正について」（平成 10 年環大企 257 号）より作成

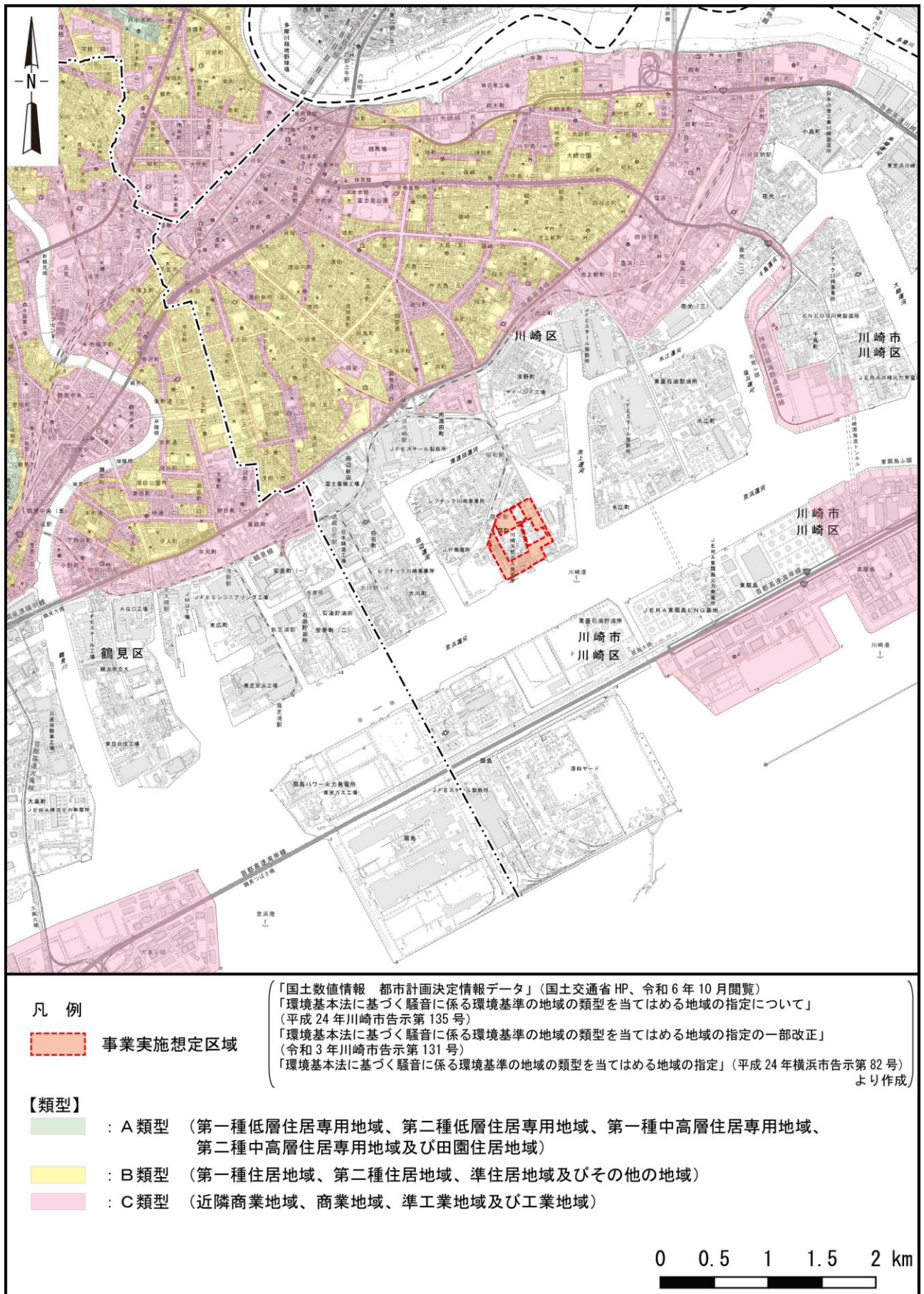
第 3. 2-29 表 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定
(川崎市及び横浜市)

地域の類型	用途地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注：「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域を、「その他の地域」とは、同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域をいう。

「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」
(平成 24 年川崎市告示第 135 号)
「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正」
(令和 3 年川崎市告示第 131 号)
「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」
(平成 24 年横浜市告示第 82 号)

より作成



第 3.2-11 図 騒音に係る環境基準の地域の類型指定状況

③ 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）により、公共用水域については第 3.2-30 表、地下水については第 3.2-31 表のとおり定められている。

事業実施想定区域及びその周囲において、類型指定が行われている河川及び海域の状況は第 3.2-12 図のとおりである。

周辺海域では、生活環境項目に係る環境基準の類型が指定されており、一般項目（化学的酸素要求量（COD）等）については B 類型又は C 類型に、一般項目（全窒素・全リン）等については IV 類型に、水生生物（全亜鉛等）については生物 A 類型に、底層溶存酸素量については生物 1 類型及び生物 2 類型に指定されている。

第 3.2-30 表(1) 水質汚濁に係る環境基準

1. 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
備 考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、昭和 46 年環境庁告示第 59 号の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 4 月 1 日） より作成

第 3.2-30 表(2) 水質汚濁に係る環境基準

2. 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河 川（湖沼を除く。）

ア

類 型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮 遊 物質 量 (SS)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—
備 考 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/mL 以下とする。 5. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。 6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備 考 基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」
（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 4 月 1 日） より作成

第 3.2-30 表(3) 水質汚濁に係る環境基準

(2) 海 域

ア

類 型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	検出されない こと。
B	水産 2 級、工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備 考 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。 2. B 類型の工業用水及び水産 2 級のうちノリ養殖の利水点における COD の測定方法は、アルカリ性法とする。 3. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については大腸菌数 300CFU/mL 以下とする。 4. 水産 1 級及び水産 2 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。 5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。 6. 「検出されないこと」とは、昭和 46 年環境庁告示第 59 号の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。						

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類 型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの （水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種及びIII以下の欄に掲げるもの （水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種及びIVの欄に掲げるもの （水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備 考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備 考 基準値は、年間平均値とする。				

エ

類 型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備 考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

「水質汚濁に係る環境基準について」
（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 4 月 1 日） より作成

第 3.2-31 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備 考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、平成 9 年環境庁告示第 10 号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」
(平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 7 年 4 月 1 日) より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、最終改正：令和7年4月1日）により、第3.2-32表のとおり定められている。

第 3.2-32 表 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒 素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備 考 - 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 - カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 「検液中に検出されないこと」とは、平成 3 年環境庁告示第 46 号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 - 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。	

注：環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」
（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）により、第 3.2-33 表のとおり定められている。

第 3.2-33 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備 考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（平成 11 年環境庁告示第 68 号別表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を平成 11 年環境庁告示第 68 号別表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく規制基準等が定められている。対象事業の実施に当たっては、政令に定めるばい煙発生施設（ガスタービン）を設置することから、硫黄酸化物、窒素酸化物等に係る排出の規制等を受ける。川崎市及び横浜市は同法に基づく硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制地域となっている。

また、事業実施想定区域は「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日）の対策地域に指定されている。さらに、神奈川県では「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年神奈川県条例第 35 号、最終改正：令和 6 年 10 月 22 日）により、条例に規定する排出基準を満たさないディーゼル車の県内全域での運行を禁止する規制を実施している。

a. 窒素酸化物

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例に基づく「環境への負荷の低減に関する指針」（平成 22 年川崎市告示第 281 号）により、施設の種類及び規模ごとに排出基準及び指針値が定められている。対象事業に適用される規制基準及び指針値は、第 3.2-34～第 3.2-37 表のとおりである。

第 3.2-34 表 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準

ばい煙発生施設	排出ガス量	窒素酸化物の量	標準酸素濃度
ガスタービン	—	70cm ³	16%
備考 この表の窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。 $C = \left(\frac{21 - O_n}{21 - O_s} \right) \cdot C_s$ C : 窒素酸化物の量 (cm³) O_n : 標準酸素濃度 (%) O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)（当該濃度が 20%を超える場合にあっては、20%とする。） C_s : 規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の量 (cm³) 「大気汚染防止法施行規則」 (昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 7 年 2 月 17 日) より作成			

第 3.2-35 表 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準

規制市域	対象工場の規模	総量規制基準
川崎市域	重油換算合計量 4.0kL/h 以上	$Q=1.37W^{0.95}+0.96\{(W+Wi)^{0.95}-W^{0.95}\}$ Q : 排出が許容される窒素酸化物の量 (m³N/h) W : 特定工場等に昭和 57 年 4 月 1 日前から設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの常用最大の量 (kL/h) Wi : 特定工場等に昭和 57 年 4 月 1 日以後新たに設置された窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量と特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設のうち、昭和 57 年 4 月 1 日以後に構造等の変更がされた窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量を合計した量 (kL/h)

「大気汚染防止法による窒素酸化物の総量規制基準」
(昭和 57 年神奈川県告示第 309 号、最終改正：平成 11 年 9 月 24 日) より作成

第 3.2-36 表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく
窒素酸化物の規制基準

作業	区分	総量規制基準
発電の作業※ (ガスタービン、 ディーゼルエンジ ン、ガスエンジン)	日規制基準 (1 日に排出を許容 される窒素酸化物 の量)	使用熱量 10⁵kJ 当たり 3.8g 以下
	年規制基準 (1 年間に排出を許 容される窒素酸化 物の量)	$Q=\sum Qi$ $Qi=\alpha \times \beta \times H$ Q : 指定事業所が 1 年間に排出を許容される窒素酸化物の量 (t/年) Qi : 排出区分ごとの窒素酸化物の量 (t/年) α : 排出区分ごとの使用熱量 (10¹⁰kJ) 当たりの窒素酸化物の量 (t) に係る係数 (対象事業では 0.463) β : 排出区分ごとの係数 (本事業では 0.7) H : 1 年間におけるすべての排煙発生施設の排出区分ごとの年間使用熱量 (10¹⁰kJ/年)

注：※指定事業所に設置されているすべての排煙発生施設の年間使用熱量が 0.63×10¹⁰kJ 以上の指定事業所

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」
(平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日) より作成

第 3.2-37 表 環境への負荷の低減に関する指針の窒素酸化物

施設種別	指針値	標準酸素濃度
ガスタービン	5ppm 以下	16%

「環境への負荷の低減に関する指針」 (平成 22 年川崎市告示第 281 号) より作成

b. ばいじん・粒子状物質

ばいじんについては、「大気汚染防止法」により、施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められている。

また、粒子状物質については、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」により排出基準が定められている。対象事業に適用される規制基準は、第 3.2-38 表及び第 3.2-39 表のとおりである。

第 3.2-38 表 大気汚染防止法に基づくばいじんに係る排出基準

ばい煙発生施設	排出ガス量	ばいじんの量	標準酸素濃度
ガスタービン	—	0.04g	16%
備考 この表のばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。 $C = \left(\frac{21 - O_n}{21 - O_s} \right) \cdot C_s$ C : ばいじんの量 (g) O_n : 標準酸素濃度 (%) O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20%を超える場合にあっては、20%とする。) C_s : 規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量 (g)			

「大気汚染防止法施行規則」
(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 7 年 2 月 17 日) より作成

第 3.2-39 表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく
粒子状物質の規制基準

作業	区分	総量規制基準
発電の作業* (ガスタービン、 ディーゼルエンジ ン、ガスエンジン)	年規制基準 (1 年間に排出を許 容される粒子状物 質の量)	$Q = \sum Q_i + 0.094 \times Q_N$ $Q_i = \gamma \times P \times H$ Q : 指定事業所が 1 年間に排出を許容される粒子状物質の量 (t/年) Q_i : 排出区分ごとの粒子状物質の量 (t/年) γ : 排出区分ごとの係数 (対象事業では 0.7) P : 排出区分ごとの使用熱量 (10¹⁰kJ) 当たりの粒子状物質の量 (t) に係る係数 (対象事業では 0.030) H : 1 年間におけるすべての排煙発生施設の排出区分ごとの年間使用熱量 (10¹⁰kJ/年) Q_N : 窒素酸化物の年規制基準 (t/年)

注：※指定事業所に設置されているすべての排煙発生施設の年間使用熱量が 0.63×10¹⁰kJ 以上の指定事業所

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」
(平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日) より作成

② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等に係る規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車等において発生する騒音の要請限度が定められている。

a. 工場騒音の規制基準

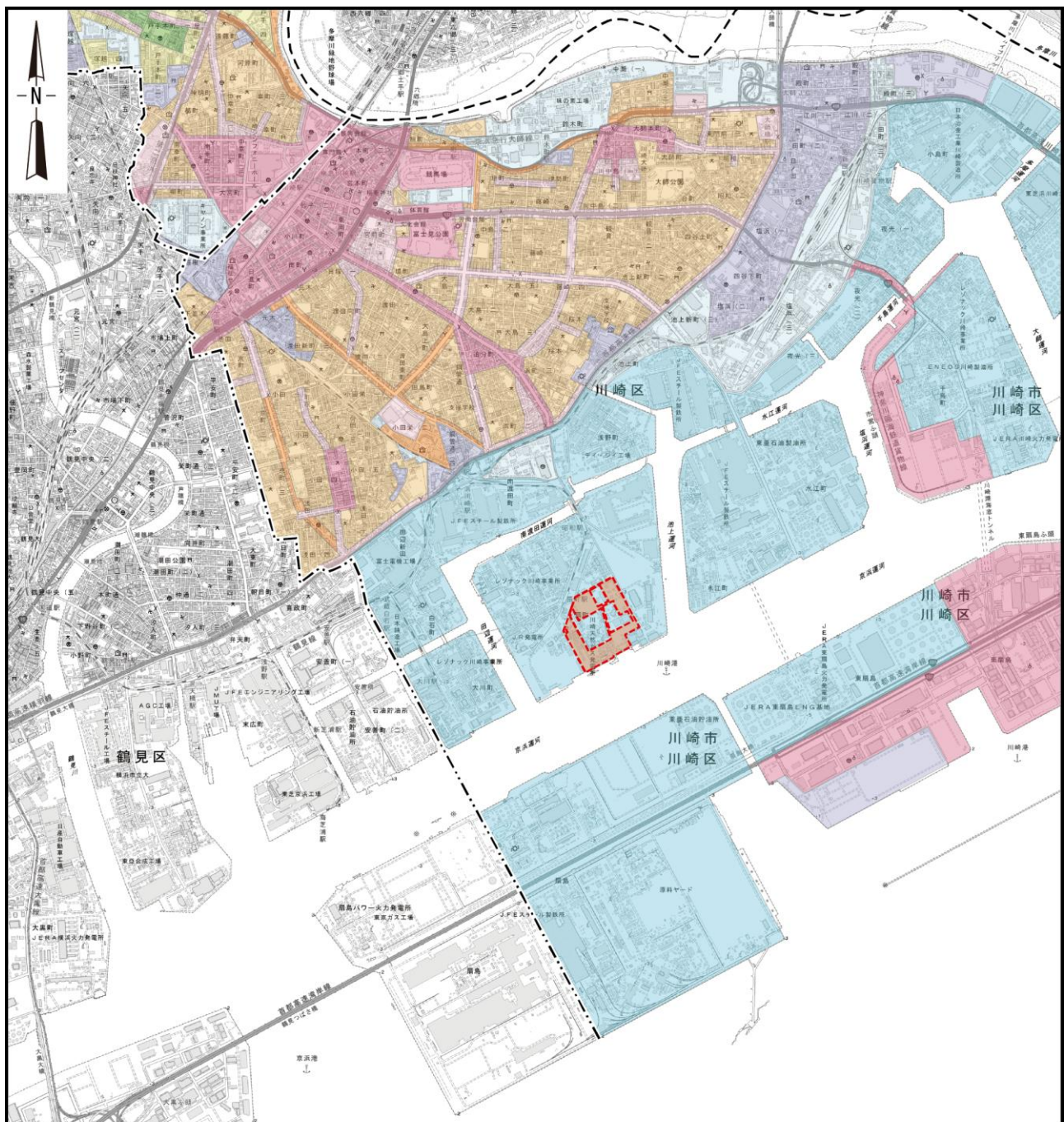
事業実施想定区域は工業専用地域のため「騒音規制法」の適用範囲外となっているが、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく事業所において発生する騒音の規制基準は第 3.2-40 表及び第 3.2-13 図のとおり定められており、工業専用地域の規制基準が適用される。

第 3.2-40 表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る
工場騒音の規制基準

用途地域	時間の区分		
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 及び 午後 6 時から午後 11 時まで	午後 11 時から 翌日の 午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
工業地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
工業専用地域	75 デシベル以下	75 デシベル以下	65 デシベル以下
その他の地域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下

注：「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ「都市計画法」第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

〔「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」
（平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日）より作成〕



凡 例

 事業実施想定区域

〔国土数値情報 都市計画決定情報データ〕(国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧)
 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」
 (平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日) より作成

用途地域	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで及び 午後6時から午後11時まで	午後11時から翌日の 午前6時まで
第一種中高層住居専用地域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第二種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
商業地域			
準工業地域			
工業地域	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
工業専用地域	75デシベル以下	75デシベル以下	65デシベル以下

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-13 図 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る工場騒音の規制基準

b. 建設作業騒音の規制基準

建設作業騒音の規制基準は、「騒音規制法」により、指定地域内における建設工事のうち、著しい騒音を発生する作業を伴う特定建設作業について第 3.2-41 表及び第 3.2-42 表のとおり定められており、事業実施想定区域は工業専用地域のため、規制基準の適用範囲外となっている。事業実施想定区域及びその周囲の特定建設作業に係る規制状況は、第 3.2-14 図のとおりである。

第 3.2-41 表 特定建設作業に係る規制基準（騒音）

建設作業の種類		基準値	作業禁止時間	1 日の作業 限度時間	連続作業 許容期間	休日作業 の禁止
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	特定建設作業の場所の敷地境界線において 85 デシベル	第 1 号区域 午後 7 時から 翌日の午前 7 時まで 第 2 号区域 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで	第 1 号区域 10 時間を超えないこと 第 2 号区域 14 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜・休日でないこと
2	びょう打機を使用する作業					
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。）					
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）					
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）					
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業					
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業					
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業					

注：第 1 号区域及び第 2 号区域は、第 3.2-42 表に掲げる区域とする。

「騒音規制法施行令」（昭和 43 年政令第 324 号、最終改正：令和 3 年 12 月 24 日）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日） より作成

第 3.2-42 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制の区域の区分

区 域	区域の区分
第 1 号区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の境界線から 80 メートルまでの区域
第 2 号区域	工業地域のうち、前号の区域以外の区域

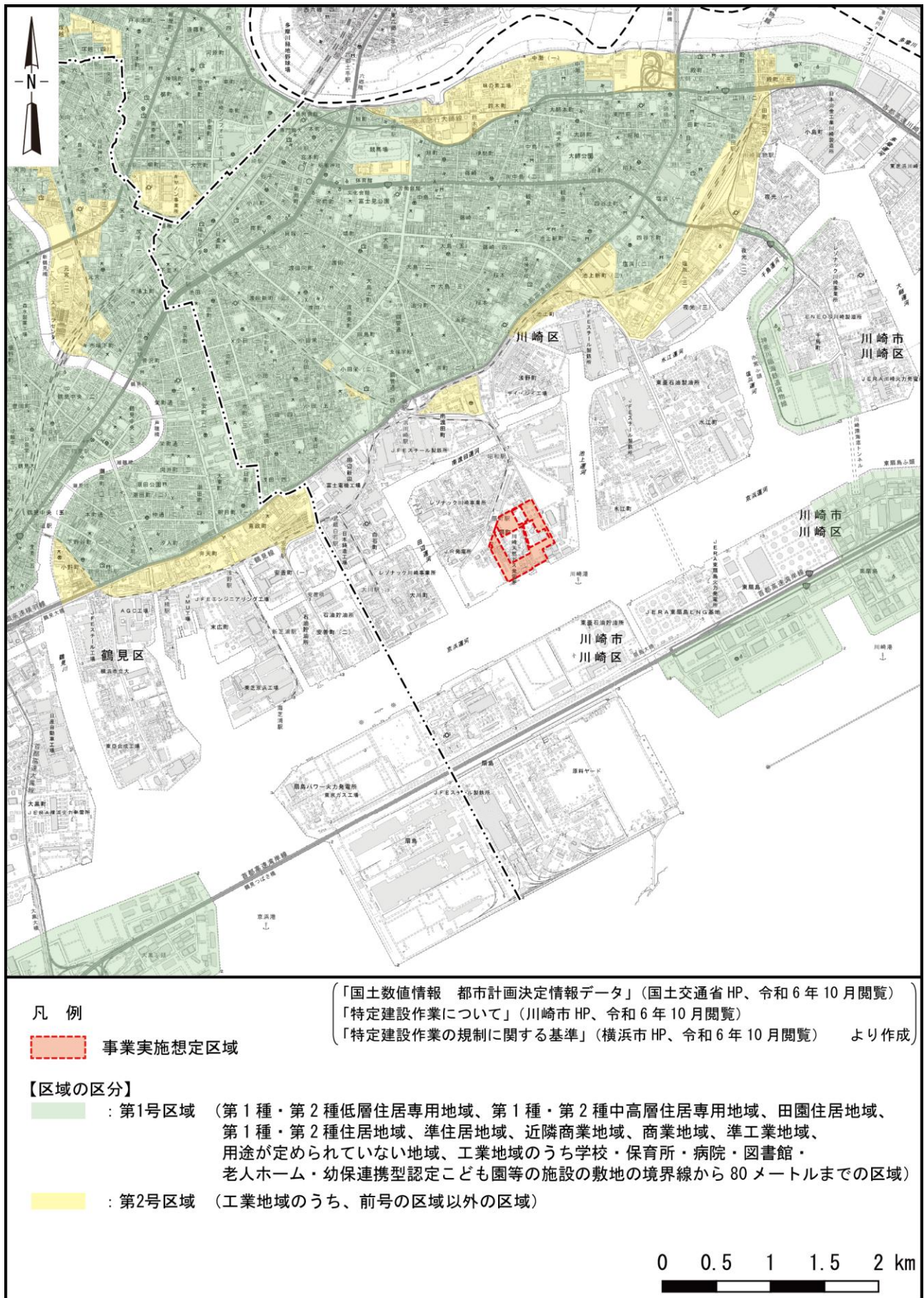
「特定建設作業について」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「特定建設作業の規制に関する基準」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧） より作成

c. 自動車騒音の要請限度

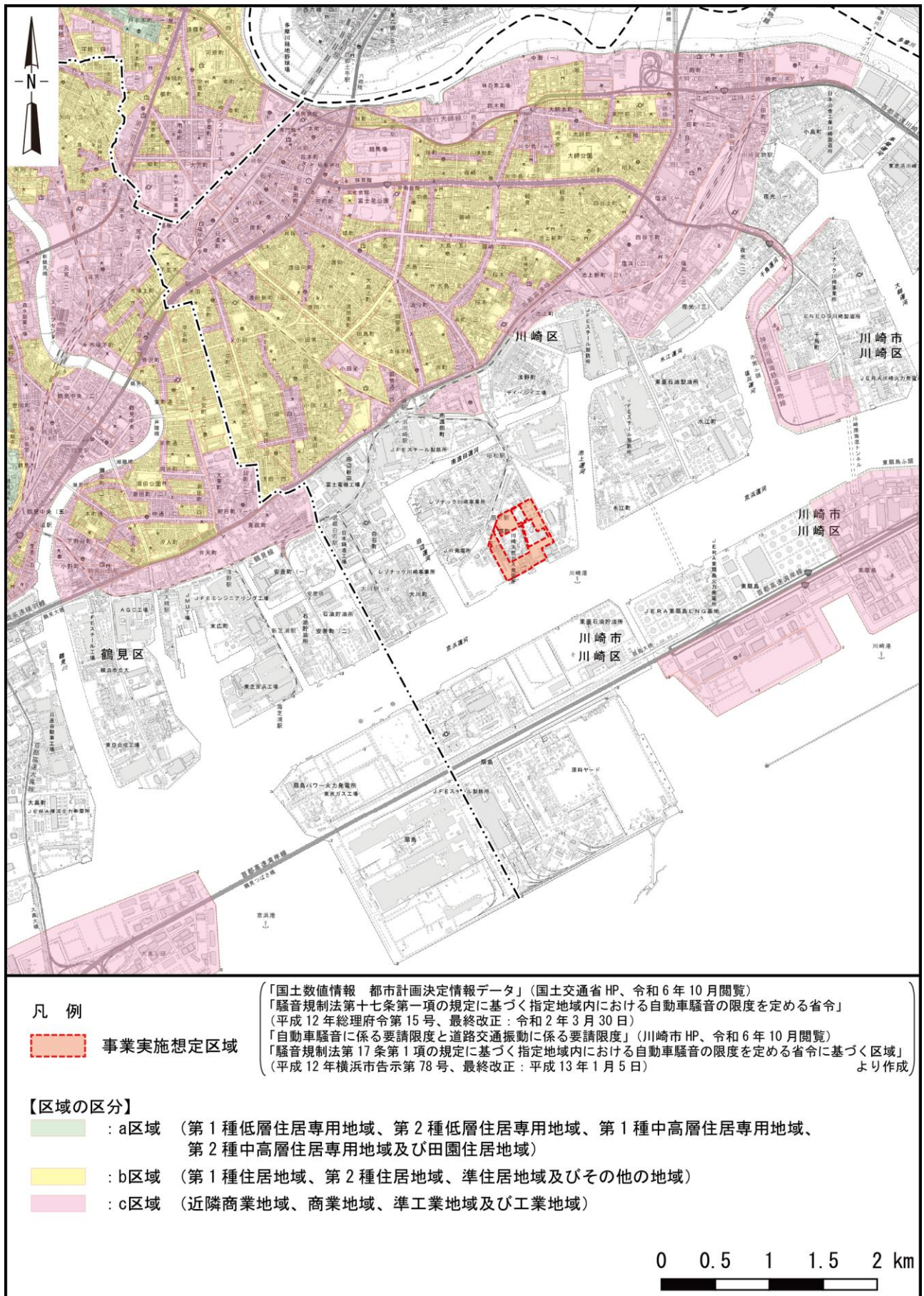
自動車騒音の要請限度は、「騒音規制法」に基づき指定された規制地域内における限度として、第 3.2-43 表のとおり定められており、事業実施想定区域は工業専用地域のため、要請限度の指定範囲外となっている。事業実施想定区域及びその周囲の自動車騒音の要請限度の規制区域は、第 3.2-15 図の区域である。

第 3.2-43 表 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備 考 1. 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例 2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲については、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。 「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。 ①「道路法」（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間） ②「道路運送法」（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する自動車専用道路 2. a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。 a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域 b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びその他の地域 c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域		
「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日） 「自動車騒音に係る要請限度と道路交通振動に係る要請限度」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧） 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域」（平成 12 年横浜市告示第 78 号、最終改正：平成 13 年 1 月 5 日） より作成		



第 3.2-14 図 特定建設作業に係る規制の区域区分 (騒音・振動)



第3.2-15図 自動車騒音の要請限度の区域の指定状況

③ 振 動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、規制地域を指定して事業活動及び建設工事に伴って発生する振動の規制基準並びに道路交通振動の要請限度が定められている。

a. 工場振動の規制基準

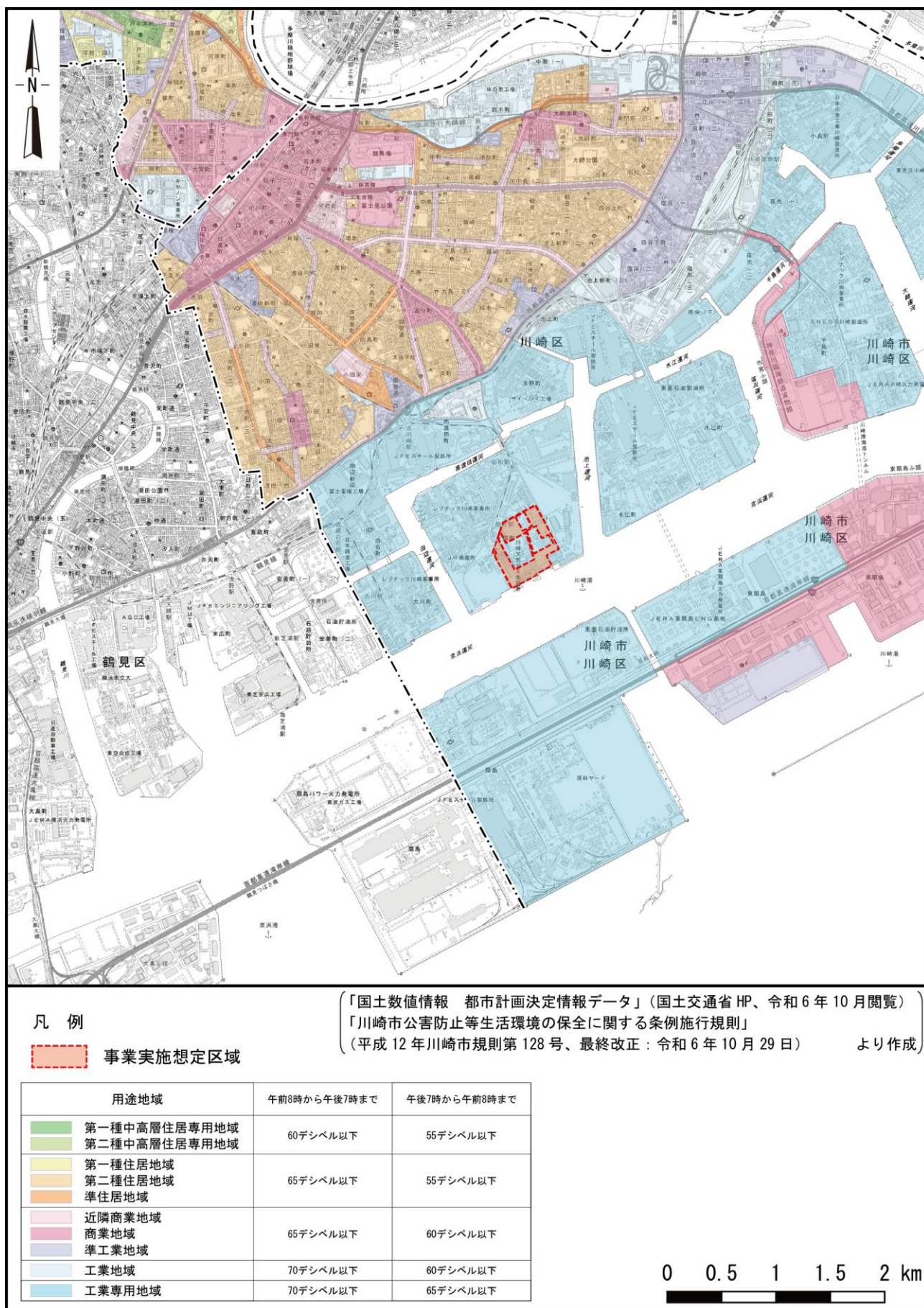
事業実施想定区域は工業専用地域のため「振動規制法」の適用範囲外となっているが、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく事業所において発生する振動の規制基準は第 3.2-44 表及び第 3.2-16 図のとおり定められており、工業専用地域の規制基準が適用される。

第 3.2-44 表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る
工場振動の規制基準

用途地域	時間の区分	
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
工業地域	70 デシベル以下	60 デシベル以下
工業専用地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
その他の地域	65 デシベル以下	55 デシベル以下

注：「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ「都市計画法」第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

〔「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」
（平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日）より作成〕



第 3.2-16 図 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る工場振動の規制基準

b. 建設作業振動の規制基準

建設作業振動の規制基準は、「振動規制法」により、指定地域内における建設工事のうち、著しい振動を発生する作業を伴う特定建設作業について第 3.2-45 表及び第 3.2-46 表のとおり定められており、事業実施想定区域は工業専用地域のため、規制基準の適用範囲外となっている。事業実施想定区域及びその周囲の特定建設作業に係る規制状況は、第 3.2-14 図のとおりである。

第 3.2-45 表 特定建設作業に係る規制基準（振動）

建設作業の種類		基準値	作業禁止時間	1 日の作業 限度時間	連続作業 許容期間	休日作業 の禁止
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	特定建設作業の場所の敷地境界線において 75 デシベル	第 1 号区域 午後 7 時から 翌日の 午前 7 時まで 第 2 号区域 午後 10 時から 翌日の 午前 6 時まで	1 号区域 1 日 10 時間を超えないこと 2 号区域 1 日 14 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜・休日でないこと
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業					
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）					
4	ブレーカー（手持式ものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）					

「振動規制法施行令」（昭和 51 年政令第 280 号、最終改正：令和 3 年 12 月 24 日）
「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）より作成

第 3.2-46 表 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制の区域の区分

区 域	区域の区分
第 1 号区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の境界線から 80 メートルまでの区域
第 2 号区域	工業地域のうち、前号の区域以外の区域

「特定建設作業について」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「特定建設作業の規制に関する基準」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成

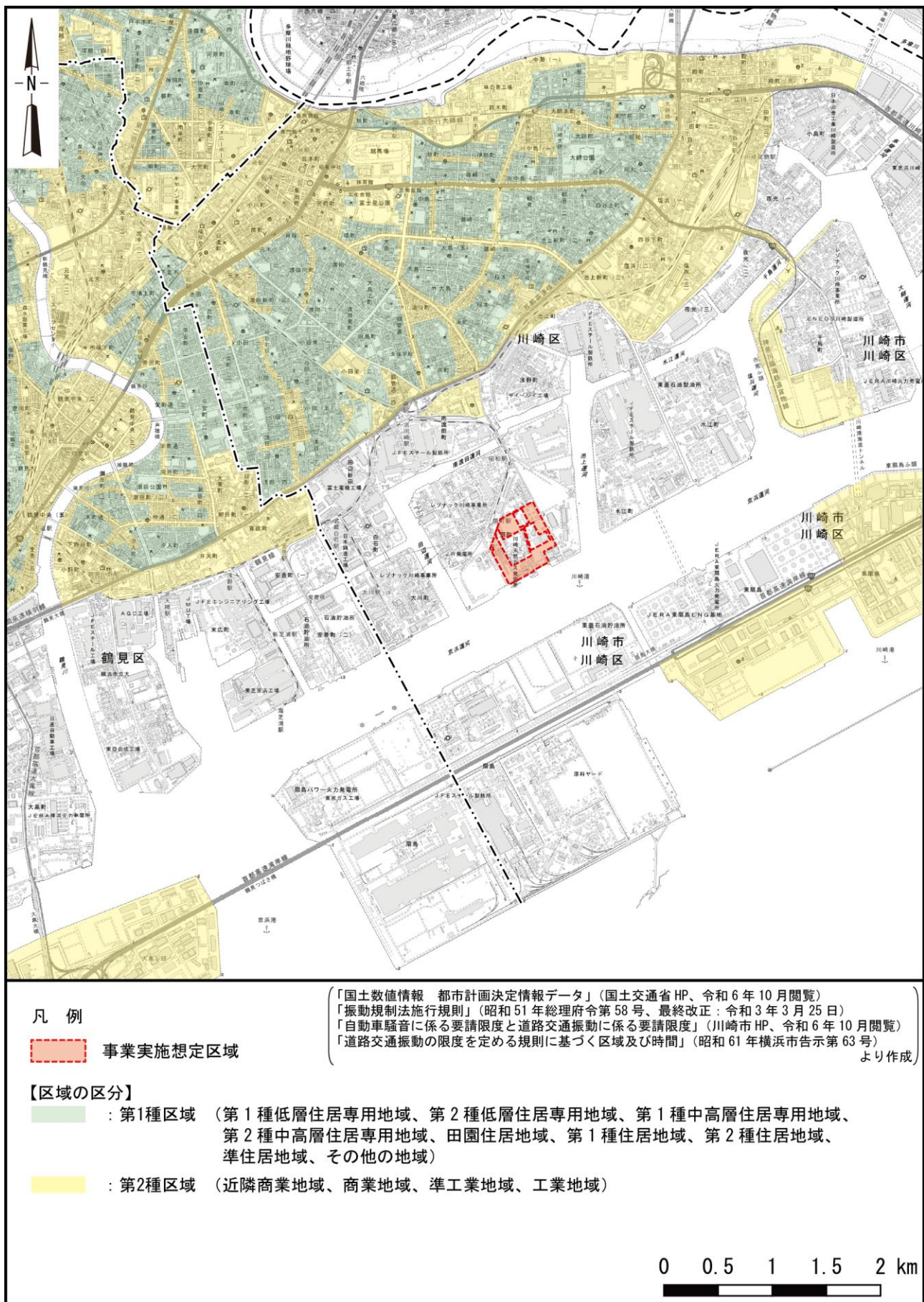
c. 道路交通振動の要請限度

道路交通振動の要請限度は、「振動規制法」に基づき指定された規制地域内における限度として第 3.2-47 表のとおり定められており、事業実施想定区域は工業専用地域のため、要請限度の指定範囲外となっている。事業実施想定区域及びその周囲の道路交通振動の要請限度の規制区域は、第 3.2-17 図の区域である。

第 3.2-47 表 道路交通振動の要請限度

区域の区分	該当地域	時間の区分			
		昼 間		夜 間	
		時 間	振動レベル	時 間	振動レベル
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 その他の地域	午前 8 時から 午後 7 時まで	65 デシベル	午後 7 時から 翌朝午前 8 時まで	60 デシベル
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70 デシベル		65 デシベル

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）
 「自動車騒音に係る要請限度と道路交通振動に係る要請限度」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
 「道路交通振動の限度を定める規則に基づく区域及び時間」（昭和 61 年横浜市告示第 63 号）より作成



第 3.2-17 図 道路交通振動の要請限度の区域の指定状況

④ 悪 臭

悪臭の規制基準は、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）第 3 条及び第 4 条に基づき、都道府県知事（政令市長）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用するものとなっている。

川崎市では、工場や事業場から発生する悪臭について、アンモニア、硫化水素などの悪臭物質ごとに「特定悪臭物質の濃度」を定め規制をしているが、平成 17 年 4 月 1 日から「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」において、「臭気指数」に規制方式を追加し施行された。

「特定悪臭物質の濃度」及び「臭気指数」の規制基準は第 3.2-48 表及び第 3.2-49 表に、事業実施想定区域及びその周囲の悪臭に係る規制状況は第 3.2-18 図のとおりである。

「特定悪臭物質の濃度」において、川崎市内の規制地域は市街化区域全域である。

「臭気指数」において、事業実施想定区域は工業専用地域のため地域 2 に該当することから、昼間（午前 8 時～午後 11 時）は臭気指数 18 の規制基準が、夜間（午後 11 時～午前 8 時）は臭気指数 15 の規制基準が適用される。

また、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」において、事業所において行う悪臭を発生する作業の方法及び事業所の構造は、第 3.2-50 表に掲げる措置を講じることによるものとされている。

なお、気体排出口における規制基準、排水水における規制基準が、「悪臭防止法」により第 3.2-51 表のとおり定められている。

気体排出口における特定悪臭物質の流量に係る規制基準は、「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）第 6 条の 2 に規定する方法により算出して得られる臭気排出強度又は排出気体の臭気指数となる。

排水水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準は、第 3.2-52 表のとおり定められている。

※臭気指数規制とは

「臭気指数」とは、気体又は水の悪臭の程度に関する値であり、においが感じられなくなるまで気体又は水を薄めたときの希釈倍率から求めた値です。臭気指数の算出式は次のとおりです。

臭気指数＝ $10 \times \text{Log}$ （希釈倍率）

〔「条例施行規則の改正について（悪臭の規制基準）」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

第 3.2-48 表 川崎市における悪臭に係る規制基準（特定悪臭物質）

特定悪臭物質の種類	敷地境界における濃度（ppm）
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
スチレン	0.4
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
キシレン	1

〔「悪臭防止法の規制基準について」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

第 3.2-49 表 川崎市における悪臭に係る規制基準（臭気指数）

区域の区分		敷地境界 (午後 11 時～午前 8 時)	敷地境界 (午前 8 時～午後 11 時)
地域 1	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域	12	15
地域 2	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 市街化調整区域	15	18

〔「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」
(平成 11 年川崎市条例第 50 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日)
「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」
(平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日)
「臭気指数による規制基準について」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

第 3.2-50 表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の基準

No.	条例の基準
1.	悪臭を著しく発生する作業は、周辺に悪臭の影響を及ぼさないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭装置を設置すること。
2.	事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
3.	悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から影響がないと認められる場合は、この限りではない。
4.	悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
5.	悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。
6.	1.から 5.までに掲げるもののほか、臭気指数（気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、市長が別に定めるところにより、人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいう。以下同じ。）が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第 10 に定める臭気指数の許容限度に適合することとなるように必要な措置を講ずること。

〔「悪臭の規制基準」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

第 3.2-51 表 悪臭物質の排出口における規制基準

ア 悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンに限る。）ごとに、「悪臭防止法施行規則」第 3 条に定める次の式により算出した流量とする。 $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ この式において、q、He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。 q 流量（単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時） He 次のイに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル） Cm 2 の(1)の表※において悪臭物質ごとに定められた基準値（単位 ppm）	
イ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。 $He = H_0 + 0.65(Hm + Ht)$ $Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$ $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$ $J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{1 - 288} \right) + 1$ これらの式において、He、Ho、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。 He 補正された排出口の高さ（単位 メートル） Ho 排出口の実高さ（単位 メートル） Q 温度 15 度における排出ガスの流量（単位 立方メートル毎秒） V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒） T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）	

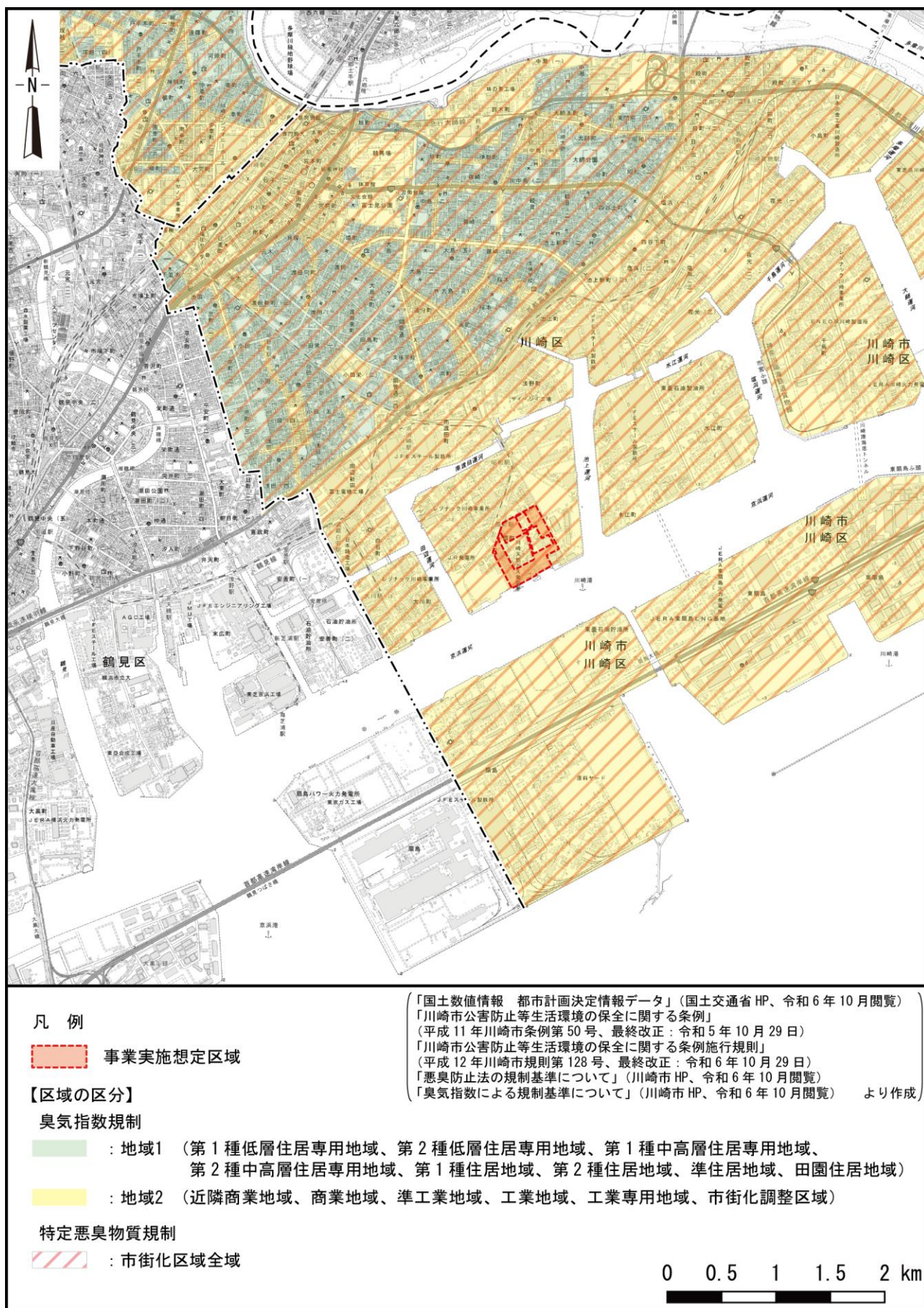
注：※「2 の(1)の表」は、本書では第 3.2-48 表に相当。

〔「悪臭防止法 排出口の規制基準」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

第 3. 2-52 表 悪臭物質の排出水中における規制基準

特定悪臭物質の種類	事業所から敷地外に排出される排出水の量	規制基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007
	0.1m ³ /s を超える場合	0.002
硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02
	0.1m ³ /s を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07
	0.1m ³ /s を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1
	0.1m ³ /s を超える場合	0.03

「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）
「悪臭防止法 排出水の規制基準」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成



第 3.2-18 図 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る悪臭の規制の区域区分

⑤ 水質汚濁

事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業場からの排出水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質及び生活環境 15 項目）が第 3.2-53 表のとおり定められている。

また、「大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例」（昭和 46 年神奈川県条例第 52 号、最終改正：令和 6 年 7 月 19 日）に基づく上乗せ排水基準及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく市条例規制基準が、第 3.2-53 表のとおり定められている。

第 3.2-53 表(1) 水質汚濁に係る排水基準（有害物質）

有害物質の種類		許容限度	
		市条例規制基準	
		一律排水基準及び 上乘せ排水基準（◎印 欄は上乘せ排水基準）	新設の事業所 新設の事業所以外
カドミウム及びその化合物		0.03mg/L	0.03mg/L
シアン化合物		1mg/L	1mg/L
有機リン化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチル ジメトン及び EPN に限る。）		0.2mg/L◎	0.2mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg/L	0.1mg/L
六価クロム化合物		0.2mg/L	0.2mg/L
砒素及びその化合物		0.1mg/L	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L	0.005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。	検出されないこと。
PCB		0.003mg/L	0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L	0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L	0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L	0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L	0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L	0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L	0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L	0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L	0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg/L	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域	230mg/L	230mg/L
	その他	10mg/L	10mg/L
ふっ素及びその化合物	海域	15mg/L	15mg/L
	その他	8mg/L	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸 化合物及び硝酸化合物		100mg/L	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L	0.5mg/L
ダイオキシン類		—	10pg-TEQ/L

備 考

1. 一律排水基準及び上乘せ排水基準は、特定施設（「水質汚濁防止法」第 2 条第 2 項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）を設置する事業場（同法第 2 条第 5 項に規定する特定事業場をいう。以下「特定事業場」という。）の排出水に適用される。
2. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の許容限度は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量とする。

「事業所から排出される排水に適用される排水基準等（令和 6 年 4 月 1 日現在）」
（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成

第 3.2-53 表(2) 水質汚濁に係る排水基準（水の汚染状態を示す項目）

項 目	許容限度			
	一律排水基準及び上乘せ排水基準 (◎印の欄は上乘せ排水基準)		市条例規制基準	
	新 設	新設以外	新 設	新設以外
水素イオン濃度	5.8～8.6◎	5.8～8.6◎	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	25mg/L◎ (20mg/L)	60mg/L◎ (50mg/L)	25mg/L	60mg/L
化学的酸素要求量	25mg/L◎ (20mg/L)	60mg/L◎ (50mg/L)	25mg/L	60mg/L
浮遊物質	70mg/L◎ (40mg/L)	90mg/L◎ (70mg/L)	70mg/L	90mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L	5mg/L	5mg/L	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	5mg/L◎	10mg/L◎	5mg/L	10mg/L
フェノール類	0.5mg/L◎	0.5mg/L◎	0.5mg/L	0.5mg/L
銅及びその化合物	1mg/L◎	3mg/L	1mg/L	3mg/L
亜鉛及びその化合物	1mg/L◎	2mg/L	1mg/L	2mg/L
鉄及びその化合物（溶解性のもの に限る。）	3mg/L◎	10mg/L	3mg/L	10mg/L
マンガン及びその化合物（溶解性 のものに限る。）	1mg/L◎	1mg/L◎	1mg/L	1mg/L
クロム及びその化合物	2mg/L	2mg/L	2mg/L	2mg/L
ニッケル及びその化合物	－	－	1mg/L	1mg/L
大腸菌群数*	(3,000 個/cm³)		3,000 個/cm³	3,000 個/cm³
窒素含有量 (T-N)	120mg/L (60mg/L)		－	－
燐含有量 (T-P)	16mg/L (8mg/L)		－	－
臭 気	－		受け入れる水に臭気を帯びさせる ようなものを含んでいないこと。	
色汚染度	－		排水を希釈しない状態で 12 度以下 とし、かつ、当該排水を蒸留水で 1 対 1 に希釈した状態で 8 度以下とす る。	
温 度	－		排水の水温は 38 度以下とし、かつ、 当該排水を放流する水域の水温を 10 度以上越えないものとする。	
備 考				
1. 一律排水基準及び上乘せ排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 50m³ 以上の特定事業場から排出 される排水のみ適用される。ただし、当該排水の量が 50m³ 未満の特定事業場から排出される排水には水素イオン濃度に係る排水基準が適用される。				
2. 一律排水基準及び上乘せ排水基準において、生物化学的酸素要求量に係る排水基準は海域及び湖沼以外の 公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出 される排水について適用する。				
3. () 内の数値は日間平均値を示す。				
4. 市条例規制基準において、色汚染度に係る許容限度は、自然現象に起因するものについては、適用しない。				
5. 市条例規制基準において、温度に係る許容限度は、1 日当たりの平均的な排水の量が 300m³ 未満の排水口につ いては、適用しない。				

注：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 条）の改正施行により、令和 7 年 4 月 1 日からは大腸菌群数は大腸菌数に改められ、許容限度は 800CFU（コロニー形成単位）/mL に改められる。

「事業所から排出される排水に適用される排水基準等（令和 6 年 4 月 1 日現在）」
（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成

⑥ 底 質

底質については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 6 号、最終改正：平成 29 年 6 月 12 日）により、水底土砂に係る判定基準が定められている。水底土砂に係る判定基準は、第 3.2-54 表のとおりである。

第 3.2-54 表 水底土砂に係る判定基準

物 質	基 準
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液 1L につき水銀 0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.1mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1L につき鉛 0.1mg 以下
有機りん化合物	検液 1L につき有機りん化合物 1mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.5mg 以下
ひ素又はその化合物	検液 1L につきひ素 0.1mg 以下
シアン化合物	検液 1L につきシアン 1mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1L につきポリ塩化ビフェニル 0.003mg 以下
銅又はその化合物	検液 1L につき銅 3mg 以下
亜鉛又はその化合物	検液 1L につき亜鉛 2mg 以下
ふっ化物	検液 1L につきふっ素 15mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につきトリクロロエチレン 0.3mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につきテトラクロロエチレン 0.1mg 以下
ベリリウム又はその化合物	検液 1L につきベリリウム 2.5mg 以下
クロム又はその化合物	検液 1L につきクロム 2mg 以下
ニッケル又はその化合物	検液 1L につきニッケル 1.2mg 以下
バナジウム又はその化合物	検液 1L につきバナジウム 1.5mg 以下
廃棄物処理令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	試料 1kg につき塩素 40mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につきジクロロメタン 0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき四塩化炭素 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 1,2-ジクロロエタン 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 1,1-ジクロロエチレン 1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につきシス-1,2-ジクロロエチレン 0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1,1,1-トリクロロエタン 3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 1,1,2-トリクロロエタン 0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 1,3-ジクロロプロペン 0.02mg 以下
テトラメチルチウラムジスルフィド（以下「チウラム」という。）	検液 1L につきチウラム 0.06mg 以下
2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（以下「シマジン」という。）	検液 1L につきシマジン 0.03mg 以下
s-4-クロロベンジル-N,N-ジエチルチオカルバマート（以下「チオベンカルブ」という。）	検液 1L につきチオベンカルブ 0.2mg 以下
ベンゼン	検液 1L につきベンゼン 0.1mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1L につきセレン 0.1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 1,4-ジオキサン 0.5mg 以下
備 考	
1. この表に掲げる基準は、昭和 48 年総理府令第 6 号第 4 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。	
2. 「検出されないこと。」とは、昭和 48 年総理府令第 6 号第 4 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 6 号、最終改正：平成 29 年 6 月 12 日）

より作成

⑦ 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく基準は、第 3.2-55 表のとおりである。

第 3.2-55 表(1) 土壌汚染に係る土壌溶出量基準

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成〕

第 3.2-55 表(2) 土壌汚染に係る土壌含有量基準

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。
ダイオキシン類	土壌 1g につきダイオキシン類 1,000pg-TEQ 以下であること。

注：ダイオキシン類については、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」に基づく基準である。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）
「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」
（平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日）より作成〕

⑧ 地盤沈下

事業実施想定区域は、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく指定地域となっている。

また、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」では、地下水の揚水は揚水施設の構造や揚水量により許可制又は届出制として規制されている。

〔「地盤沈下と地下水（地下水揚水規制について）」（川崎市、令和 3 年）より作成〕

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく指定地域は川崎市内にはない。

〔「令和 4 年度全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 6 年）より作成〕

⑨ ダイオキシン類

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、工場又は事業場に設置される特定施設から排出される排出ガス又は排水について排出基準が定められている。

⑩ 特定化学物質

特定化学物質については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号、最終改正：平成 14 年 12 月 13 日）により、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」（平成 12 年政令第 138 号、最終改正：令和 6 年 3 月 29 日）が定める化学物質のうち、第一種指定化学物質の製造の事業を営む者・使用する者・取り扱う者及び付随的に生成又は排出することが見込まれる者（第一種指定化学物質等取扱事業者）は、事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量及び移動量を都道府県知事経由により主務大臣に届け出なければならない。

⑪ 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）第 3 条において、事業活動に伴って生じた廃棄物を事業者自らの責任で適正に処理することが定められている。

⑫ 残 土

残土については、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成 11 年神奈川県条例第 3 号、最終改正：令和 6 年 10 月 22 日）により、土砂の搬出について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図ることを目的とし、土砂の搬出について必要な事項を定めている。一定規模以上の土砂の搬出を行う場合には、届出が必要となり、土砂の搬出に際して事業者は処理計画を作成し、知事へ提出する必要がある。

⑬ 温室効果ガス等

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 6 年 6 月 19 日）では、事業者に対して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じるように努めることが求められているほか、国及び地方公共団体の施策に協力することが義務付けられている。

また、事業活動での排出の抑制等の措置に関する計画及びその実施状況の公表に努めることが求められており、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるものは、排出した温室効果ガス算定排出量に関する事項について事業を所管する大臣へ報告することを義務付けている。

なお、「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」（平成 21 年川崎市条例第 52 号、最終改正：令和 5 年 3 月 30 日）に基づき、令和 7 年 4 月より、延べ床面積 2,000m³以上の建築物を新築する建築主への太陽光発電設備等設置義務が課せられることになっている。

さらに、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者（特定事業者）に対し、事業活動脱炭素化取組計画書及び事業活動脱炭素化取組結果報告書の作成と提出が義務付けられている。

※対象事業者：

- ・本市の区域内に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500kL 以上の事業者（次号に該当する事業者を除く。）
- ・連鎖化事業を行う者にあつては、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500kL 以上の事業者
- ・事業者の事業活動に伴う自動車の前年度の末日における台数が 100 台以上の事業者
- ・本市の区域内に設置しているすべての事業所における温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年の排出の量が 3,000t 以上の事業者

⑭ エネルギー

a. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年経済産業省告示第 66 号、最終改正：令和 5 年 3 月 31 日）では、平成 30 年 3 月の改正において、火力発電に関して新設発電設備の発電効率基準（新設基準）と、既設発電設備の稼働状況に関する基準（ベンチマーク制度）の見直しが行われた。火力発電に係る新設基準の概要は第 3.2-56 表、ベンチマーク制度の概要は第 3.2-19 図のとおりである。

可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電の新設基準については、50.5%（定格時の高位発熱量基準による発電端効率）が設定されている。

また、ベンチマーク制度については、燃料種毎の発電効率の目標値に対する達成率を指標とした「火力発電熱効率 A 指標」と火力発電の総合的な発電効率を指標とした「火力発電熱効率 B 指標」が設定されており、それぞれの目指すべき水準として A 指標は 1.00 以上、B 指標は 44.3%以上とすることが求められている。

なお、原油換算で 1,500kL／年以上使用する特定事業者に対し、毎年度設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、報告することを義務付けている。

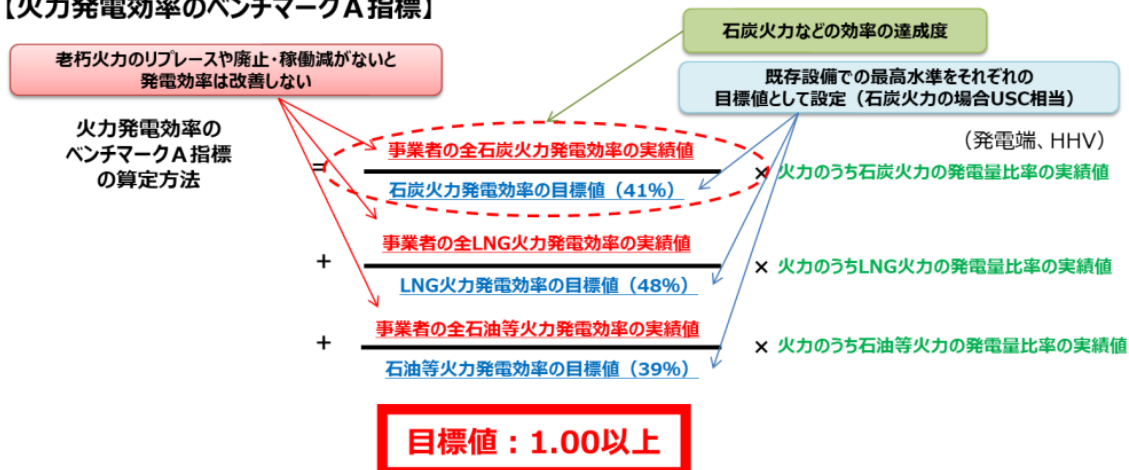
第 3.2-56 表 火力発電に係る新設基準の概要

発電方式	基準発電効率
石炭による火力発電	42.0%
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	50.5%
石油その他の燃料による火力発電	39.0%

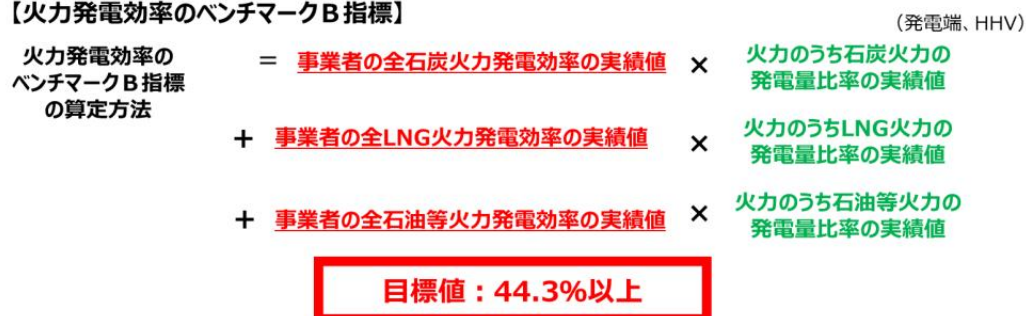
- 注：1. この表に掲げる基準発電効率の値は、定格時の高位発熱量基準による発電端効率について定めたものである。
2. この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件を全て満たす、設備容量が 20 万kW未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の発電効率については適用しない。
- (1)発電の開始から最大出力状態までに、平均で毎分 15%以上の出力変化が可能であること。
- (2)定格時の高位発熱量基準による発電端効率が 44.5%以上であること。

〔「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」
（平成 21 年経済産業省告示第 66 号、最終改正：令和 5 年 3 月 31 日）より作成〕

【火力発電効率のベンチマークA指標】



【火力発電効率のベンチマークB指標】



$$\left(= 41\% \times \frac{26}{56} + 48\% \times \frac{27}{56} + 39\% \times \frac{3}{56} = 44.3\% \right)$$

※電力供給業のベンチマーク制度の対象事業者は、「火力発電効率A指標」及び「火力発電効率B指標」の両方の目指すべき水準を満たすことが求められています。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の実績について（令和5年度定期報告分（令和4年度実績））」（資源エネルギー庁、令和6年）より作成

第3.2-19 図 火力発電に係るベンチマーク制度の概要

b. エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成 21 年法律第 72 号、最終改正：令和 4 年 5 月 20 日）に基づく「エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準」（平成 28 年経済産業省告示第 112 号、最終改正：令和 6 年 3 月 29 日）により、小売電気事業者は、自ら供給する電気の非化石電源比率を令和 12 年度（2030 年度）に 44%以上にすることが求められている。

(3) その他環境保全計画等

① 川崎市

a. 川崎市環境基本計画

川崎市では、「川崎市環境基本条例」に基づき「川崎市環境基本計画（2021～2030）」（令和 3 年 2 月改定）を定め、環境施策の目標となるめざすべき環境像を「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」としている。この目標実現をめざし、脱炭素化、自然共生、大気や水などの環境保全、資源循環の 4 分野に目標を設定し、めざすべき環境像の実現にむけ計画を推進していく。

また、川崎市では「川崎市環境基本条例」及び同条例に基づく「川崎市環境基本計画（2021～2030）」並びにその他の環境関連条例との整合を図るものとして、「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成 11 年川崎市条例第 48 号、最終改正：平成 24 年 12 月 14 日）において「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定）を定めており、環境影響評価に係る項目を示すとともに、それぞれの評価の目安として地域別環境保全水準を定めている。

事業実施想定区域が位置する川崎区は臨海部に区分されており、臨海部における地域別環境保全水準は、第 3.2-57 表のとおりである。

第 3.2-57 表(1) 地域別環境保全水準

環境影響評価項目			地域別環境保全水準
大項目	小項目	細項目	臨海部（川崎区の一部地区）
地球環境	温室効果ガス		温室効果ガスの排出量の抑制を図ること。
大 気	大気質	環境基準設定物質	環境基準等を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		規制物質	人の健康の保護及び生活環境の保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
		有害大気汚染物質	人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。
		光化学オキシダント生成原因物質	光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度を超えないこと。
	悪 臭	悪臭物質、臭気指数	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度であること。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
	上記以外の大気環境要素		生活環境の保全に支障のないこと。
水	水 質	環境基準設定物質	環境基準を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。
		規制物質	人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
		要監視物質	人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
	水 温		生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
	底 質		人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
地 盤	地下水位		生活環境の保全に支障のないこと。
	地盤沈下		地盤沈下を生じさせないこと。
	変 状		生活環境の保全に支障のないこと。
土壌汚染	土壌汚染	環境基準設定物質	環境基準等を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。
		特定有害物質	人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。
		上記以外の物質	生活環境の保全に支障のないこと。
騒音・振動・ 低周波音	騒 音	工場等に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。
		道路に係る騒音	環境基準を超えないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		建設工事に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		鉄道に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。ただし、線路の改良については現状の改善を図ること。
		航空機に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。
	振 動	工場等に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。
		道路に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		建設工事に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		鉄道に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。ただし、線路の改良については現状の改善を図ること。
	低周波音		生活環境の保全に支障のないこと。

第 3.2-57 表(2) 地域別環境保全水準

環境影響評価項目			地域別環境保全水準
大項目	小項目	細項目	臨海部（川崎区の一部地区）
廃棄物等	一般廃棄物		資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。
	産業廃棄物		資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。
	建設発生土		資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。
水 象	水量・流量・流出量	河川等	生活環境の保全に支障のないこと。生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準が確保されていること。
		湧 水	－
	潮 流	海 域	生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
	上記以外の水環境要素		生活環境の保全に支障のないこと。生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準が確保されていること。
生 物	植 物	植物相	適切な保全・回復を図ること。
		注目される種、群落	適切な保全・回復を図ること。
	動 物	動物相	適切な保全・回復を図ること。
		注目される種、生息地	適切な保全・回復を図ること。
	生態系		適切な保全・回復を図ること。
緑	緑の質	植栽樹木の適合性、植栽基盤（質、厚さ）	緑の適切な回復育成を図ること。
	緑の量	緑被、緑の構成	緑の適切な創出、回復育成を図ること。
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場		自然とのふれあい活動に支障のないこと。
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産		価値ある歴史的文化財の保全を図ること。
景 観	景 観		周辺環境と調和を保つこと。又は、魅力ある都市景観の形成を図ること。
	圧迫感		生活環境の保全に支障のないこと。（工業専用地域内は除く。）
構造物の影響	日照阻害		住環境に著しい影響を与えないこと。（工業専用地域内は除く。）
	テレビ受信障害		良好な受像画質を維持すること。かつ、現状を悪化させないこと。
	風 害		生活環境の保全に支障のないこと。
コミュニティ施設	コミュニティ施設		生活環境の保全に支障のないこと。
地域交通	交通安全		生活環境の保全に支障のないこと。
	交通混雑		生活環境の保全に支障のないこと。
	地域分断		生活環境の保全に支障のないこと。
地形・地質	土砂流出		生活環境の保全に支障のないこと。
	崩 壊		－
	斜面安定		－
安 全	火災、爆発、化学物質の漏洩等		人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止、安全管理を図ること。

〔「地域環境管理計画」（川崎市、令和3年3月改定）より作成〕

b. 川崎市地球温暖化対策推進基本計画

川崎市では、「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」の規定に基づき、市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等推進基本計画を定めることとしている。

令和2年11月に、2050年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定し、脱炭素化の取組を進めてきたところであるが、脱炭素戦略及び国内外の急激な社会変化等を踏まえ、令和4年3月31日に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定した。

計画改定のポイントは、以下のとおりである。

【Point1 2050年の将来ビジョンの明確化】

- ・エネルギー視点、市民生活視点、交通環境視点、産業活動視点など、さまざまなアプローチで2050年のビジョンを具体化。
- ・川崎市が政令市最大のCO₂排出地域であると同時に、首都圏全体の一般家庭の消費電力を上回る大規模エネルギー供給拠点としての特性や、産業・研究開発拠点としての特性などを踏まえ、2050年の川崎臨海部が首都圏の脱炭素化に貢献する姿（川崎カーボンニュートラルコンビナート構想）をイメージ化。

【Point2 2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標等の設定】

- ・再エネ：2030年度までに33万kW以上導入。
- ・民生系：2030年度までに45%以上削減（2013年度比）
- ・産業系：2030年度までに50%以上削減（2013年度比）

【Point3 施策の強化と5大プロジェクト】

- ・既存計画の施策を強化した全40施策を示すとともに、特に事業効果の高い重点事業を「5大プロジェクト」として掲載。

プロジェクト1：地域エネルギー会社を中核とした新たなプラットフォーム設立による地域の再エネ普及促進PJ

プロジェクト2：川崎臨海部のカーボンニュートラル化・市内産業のグリーンイノベーション推進PJ

プロジェクト3：市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進PJ

プロジェクト4：交通環境の脱炭素化に向けた次世代自動車等促進PJ

プロジェクト5：市公共施設の再エネ100%電力導入等の公共施設脱炭素化PJ

② 横浜市

a. 横浜市環境管理計画

横浜市では、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成7年横浜市条例第17号、最終改正：平成18年12月25日）に基づき「横浜市環境管理計画」（平成30年11月改定）を定め、目指す将来の環境の姿として「脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出が大きく削減しているまち」及び「水とみどり豊かな自然環境があり生物多様性の恵みを受けられるまち」を掲げている。

総合的な視点による基本政策として、「環境と人・地域社会」、「環境と経済」、「環境とまちづくり」の3つの視点により体系化し、総合的・横断的に取組を進めている。

環境側面からの基本施策として、「地球温暖化対策」、「生物多様性」、「水とみどり」、「都市農業」、「資源循環」、「生活環境」、「環境教育・学習」の7つの視点から施策を体系化している。

「横浜市環境影響評価条例」（平成22年横浜市条例第46号、最終改正：平成24年12月28日）に基づき、環境影響について配慮すべき事項に関する指針として「横浜市環境配慮指針」（令和3年4月改定）を策定し、事業の種類別に配慮事項を定めている。

b. 横浜市地球温暖化対策実行計画

横浜市では、地球温暖化に関する国内外の動向や、「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」（令和3年横浜市条例37号、最終改正：令和5年12月15日）の制定等を踏まえ、新たな2030年度（令和12年度）温室効果ガス排出削減目標の達成や2050年の脱炭素化の実現に向けた取組等を一層推進するため、令和5年1月に「横浜市地球温暖化対策実行計画」を改定した。

本計画では、脱炭素社会の実現に向けた「2050年の横浜の将来像」である「Zero Carbon Yokohama ～2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成し、持続可能な大都市を実現する～」を市民・事業者・市等がすべての力を総動員し実現するために、2030年度（令和12年度）をターゲットとした脱炭素や気候変動への適応に関して、今後進めていく対策を幅広い分野で取りまとめるための7つの「基本方針」を定めるとともに、2050年までの脱炭素化の実現も見据えながら、基本方針に紐づく対策の中から特に2030年度（令和12年度）の温室効果ガス50%削減に向けて、市内経済の循環・持続可能な発展、市民・事業者の行動変容に資する取組を選び、再構築した5つの取組を、全体をけん引するリーディングプロジェクトとして「重点取組」に設定している。

なお、この計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」（平成30年法律第50号、最終改正：令和5年5月12日）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」であり、「脱炭素社会の形成の推進に関する条例」第7条に基づく、「脱炭素社会の形成の推進に関する基本的な計画」に位置付けている。

【基本方針】

- 基本方針1 環境と経済の好循環の創出
- 基本方針2 脱炭素化と一体となったまちづくりの推進
- 基本方針3 徹底した省エネの推進・再エネの普及・拡大
- 基本方針4 市民・事業者の行動変容の促進
- 基本方針5 世界共通の課題である脱炭素化への貢献
- 基本方針6 市役所の率先行動
- 基本方針7 気候変動の影響への適応

【重点取組】

- 重点取組1 横浜臨海部脱炭素イノベーションの創出
- 重点取組2 脱炭素経営支援の充実

- 重点取組 3 脱炭素に対応したまちづくり
- 重点取組 4 脱炭素ライフスタイルの浸透
- 重点取組 5 市役所の率先行動

③ 神奈川県

a. 神奈川県地球温暖化対策計画

神奈川県では、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（平成 21 年神奈川県条例第 57 号、最終改正：令和 3 年 12 月 24 日）に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、平成 22 年 3 月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、その後、深刻化する気候変動や社会情勢の変化等を踏まえ、令和 5 年 2 月に、令和 12 年度（2030 年度）までの温室効果ガス排出量の削減目標を 46%から 50%に引き上げることを表明し、この目標の達成に向けて、令和 6 年 3 月に本計画を全面改定した。

本計画は、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」第 7 条に規定する「地球温暖化対策に関する基本的な計画」及び第 9 条に規定する「県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する計画」並びに「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」（平成 25 年神奈川県条例第 96 号）第 7 条に規定する「再生可能エネルギーの導入等の促進に関する基本的な計画」として、知事が定めるものである。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編、事務事業編）」及び「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けられている。

【基本方針】

未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組む。

- ・緩和策：2030 年度（令和 12 年度）の目標達成に向けては、エネルギー期限の CO₂ 排出量の削減に重点的に取り組む必要があるため、省エネルギー対策の徹底と、再生可能エネルギーの導入・利用の拡大に取り組む。
- ・適応策：気候変動による県民生活や自然環境への影響と被害を軽減するため、神奈川の特長も踏まえ、農林水産業、自然災害、健康など幅広い分野で対策に取り組む。

【目標】

長期目標：2050 年脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現。

中期目標：2030 年度（令和 12 年度）の県内の温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 50%削減。

太陽光発電導入目標：2030 年度（令和 12 年度）までに 200 万 kW 以上導入。

2. 自然関係法令等

事業実施想定区域及びその周囲における自然関係法令等による地域指定の状況は、第 3.2-58 表及び第 3.2-20 図～第 3.2-26 図のとおりである。

事業実施想定区域の周囲には、鳥獣保護区、特定猟具（銃器）使用禁止区域、国登録有形文化財、史跡・名勝の市指定、埋蔵文化財包蔵地、景観計画区域、都市景観形成地区、景観計画特定地区、海岸保全区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

事業実施想定区域は、緑化推進重点地区、特定猟具（銃器）使用禁止区域及び景観計画区域に含まれている。

第 3.2-58 表(1) 自然関係法令等による地域指定等の状況

地域その他の対象			指定状況 (有：○、無：×)			関係法令等
			川崎市	事業実施 想定区域 の周囲	事業実施 想定区域	
自然 保護	自然公園	国立公園	×	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	×	
		県立自然公園	×	×	×	
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	×	
		沖合海底自然環境保全地域	×	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	×	
		自然再生事業	×	×	×	
	自然遺産		×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産 の保護に関する条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		近郊緑地特別保全地区	×	×	×	
		緑地保全地域	×	×	×	
		特別緑地保全地区	○	×	×	都市緑地法
		緑地協定	○	×	×	
		生産緑地地区	○	×	×	生産緑地法
		緑の保全地域	○	×	×	川崎市緑の保全及び緑化の推 進に関する条例
		緑化推進重点地区	○	○	○	
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物 の種の保存に関する法律
		鳥獣保護区	○	○	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩 猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区特別保護地区	×	×	×	
		特別保護指定区域	×	×	×	
		特定猟具使用禁止区域（銃器）	○	○	○	
		指定猟法禁止区域（鉛散弾）	×	×	×	
		猟区	×	×	×	
		登録簿に掲げられる 湿地の区域	×	×	×	特に水鳥の生息地として国際 的に重要な湿地に関する条約 （ラムサール条約）
		保護水面	×	×	×	水産資源保護法

「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）」（環境省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「自然環境保全地域」（環境省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「日本の世界遺産一覧」（文化庁 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「近郊緑地の保全制度について」（国土交通省、令和 5 年）
「令和 5 年都市計画現況調査」（国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「特別緑地保全地区の指定状況（令和 5 年 4 月 12 日現在）」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「都市緑化データベース」（国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「横浜市ヒアリング」（みどり環境局環境活動事業課、令和 6 年 9 月）
「ガイドマップかわさき」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「横浜市行政地図情報提供システム」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「緑の保全地域の指定状況」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「生息地等保護区一覧」（環境省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「令和 5 年度神奈川県鳥獣保護区等位置図」（神奈川県、令和 5 年）
「令和 5 年度東京都鳥獣保護区等位置図」（東京都環境局、令和 5 年）
「日本のラムサール条約湿地」（環境省、令和 4 年）

より作成

第 3.2-58 表 (2) 自然関係法令等による地域指定等の状況

地域その他の対象		指定状況 (有：○、無：×)			関係法令等
		川崎市	事業実施 想定区域 の周囲	事業実施 想定区域	
文化財保護	文化遺産	×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
	国登録有形文化財	○	○	×	文化財保護法
	史跡・名勝	国指定	×	×	文化財保護法
		県指定	×	×	文化財保護条例（神奈川県）
		市指定	○	×	文化財保護条例（川崎市・横浜市）
	天然記念物	国指定	×	×	文化財保護法
		県指定	×	×	文化財保護条例（神奈川県）
		市指定	×	×	文化財保護条例（川崎市・横浜市）
景観保全	埋蔵文化財包蔵地	○	○	×	文化財保護法
	重要文化的景観	×	×	×	文化財保護法
	歴史的風土保存区域・ 歴史的風土特別保存地区	×	×	×	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
	風致地区	○	×	×	都市計画法
	景観計画区域	○	○	○	景観法、川崎市都市景観条例、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例
	都市景観形成地区	○	○	×	川崎市都市景観条例
	景観計画特定地区	○	○	×	
国土防災	保安林	○	×	×	森林法
	海岸保全区域	○	○	×	海岸法
	砂防指定地	×	×	×	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域	×	×	×	地すべり等防止法
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	×	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律

「日本の世界遺産一覧」（文化庁 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「市内文化財案内」（川崎市教育委員会 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「文化財・埋蔵文化財」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「ガイドマップかわさき」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「横浜市行政地図情報提供システム」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都教育委員会 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「文化的景観」（文化庁 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「令和 5 年都市計画現況調査」（国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「風致地区について」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「風致地区の手引」（横浜市建築局、令和 5 年）
「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）」（環境省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「都市景観形成地区とは」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「景観計画特定地区について」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「神奈川県ヒアリング」（神奈川県横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課、令和 6 年 9 月）
「東京湾沿岸海岸保全基本計画〔神奈川県区間〕」（神奈川県、平成 28 年）
「かながわの海岸」（神奈川県県土整備局、平成 31 年）
「神奈川県の海岸保全基本計画について」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「国土数値情報 砂防指定地データ」（国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「国土数値情報 土砂災害警戒区域データ」（国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）

より作成



第 3.2-21 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（指定文化財）



第 3.2-22 図 自然関係法令等による地域指定等の状況 (埋蔵文化財包蔵地)



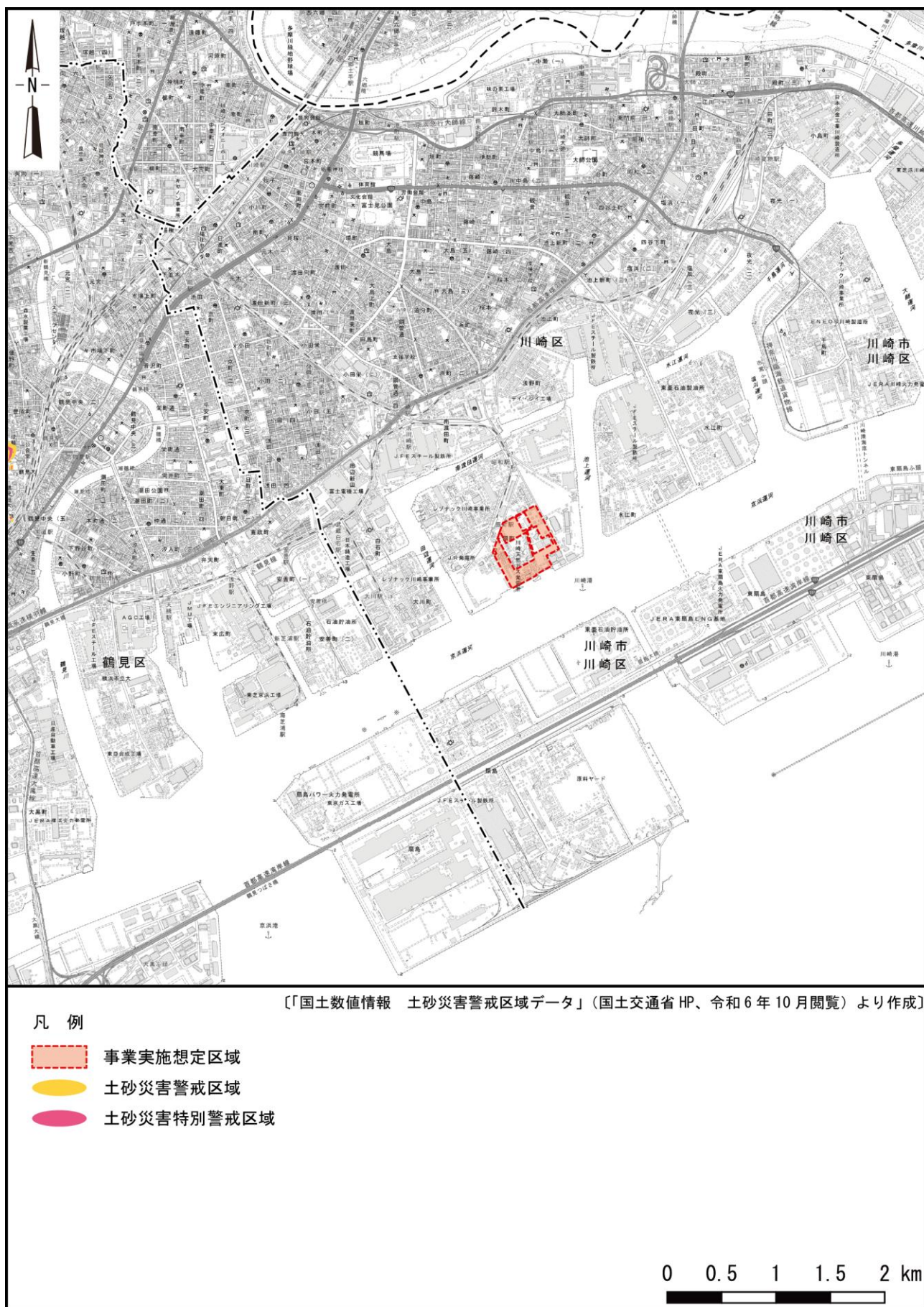
第 3.2-23 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（景観計画区域等）



第 3.2-24 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（海岸保全区域）



第 3.2-25 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（急傾斜地崩壊危険区域）



第 3.2-26 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（土砂災害警戒区域等）